



# Report 2007



## Contents

# 目次

ごあいさつ ..... 1

## 経営

JAグループ・JAバンクの概要 ..... 2  
 経営方針 ..... 4  
 コンプライアンス(法令等遵守)態勢 ..... 5  
 金融商品の勧誘方針 ..... 6  
 お客様からの苦情等への対応 ..... 6  
 情報のセキュリティ ..... 6  
 リスク管理 ..... 7  
 個人情報管理 ..... 9  
 トピックス ..... 10  
 社会的責任と貢献活動 ..... 13

## 業務内容

事業のご案内 ..... 16  
 手数料一覧 ..... 21

## 当会の組織

沿革・歩み ..... 22  
 当会の組織 ..... 23

## 資料編－1

業績 ..... 28  
 財務諸表 ..... 30  
 貯金 ..... 47  
 貸出金 ..... 48  
 有価証券 ..... 53  
 為替業務・その他業務 ..... 55  
 主要な経営指標等 ..... 56

## 資料編－2

自己資本の状況 ..... 60  
 信用リスクに関する事項 ..... 65  
 信用リスク削減手法に関する事項 ..... 70  
 派生商品取引及び長期決済期間取引の  
 リスクに関する事項 ..... 72  
 証券化エクスポージャーに関する事項 ..... 74  
 オペレーショナル・リスクに関する事項 ..... 74  
 出資等又は株式等エクスポージャーに  
 関する事項 ..... 75  
 金利リスクに関する事項 ..... 77

## グループ情報

グループ情報 ..... 78

(注) (株)埼玉農協総合情報センターは当会の子会社ではないため、連結財務諸表につきましては作成しておりません。

●本誌は、農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー資料です。  
 金額は、原則として単位未満を切り捨てのうえ表示しております。

※表紙写真「社団法人埼玉県観光連盟」提供  
 — やまつつじと清流 — (長瀬町)

# ごあいさつ



経営管理委員会会長  
江原 正視



代表理事理事長  
坂本 政巳

平素より私ども埼玉県信用農業協同組合連合会（愛称／JAバンク埼玉県信連）をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

当会は、昭和23年の設立以来、埼玉県農業と県下農業協同組合（愛称／JA）並びに地域社会の発展を金融面から支援する金融機関として歩んでまいりました。

この度、当会の経営方針、活動内容並びに業績等を皆様にご紹介するため「Report 2007」を作成いたしました。この小冊子をご高覧いただき、当会に対するご理解をより一層深めていただければ幸いに存じます。

最近の農業情勢につきましては、農業従事者の減少・高齢化、耕作放棄地の拡大等の国内要因に加え、WTO農業交渉やEPA交渉等による国際化の進展のなか、国内農業の体質強化のため「農業担い手」への施策の集中化・重点化が進められております。

また、金融情勢につきましては、メガバンクをはじめとする金融機関は、収益力と顧客基盤強化に向けた多様なサービス・機能の提供に積極的に取り組むとともに、金融グループの一段の再編・強化を進めております。更には、平成19年10月に郵政民営化による「ゆうちょ銀行」の誕生も控え、リテール市場の競争は一段と激化するものと予想されます。

一方、金融制度面におきましては、適正な利用者保護を目的とした金融商品取引法が制定されるとともに、新BIS規制導入、内部統制の強化等リスク管理の高度化が求められております。

このような情勢のもと、昨年11月にJA埼玉県大会が開催され、【信頼】【貢献】【改革】を基本姿勢とし、「多様な担い手による地域農業振興と消費者に信頼される農産物の提供」「安心して暮らせる豊かな地域社会の実現と地域貢献」「JAグループさいたまの組織整備と経営改革」の3項目が決議されました。

当会におきましても「第9次中期経営計画」（平成19年度～平成21年度）を策定し、①収益力強化、②財務基盤強化、③顧客基盤拡充、④経営管理体制高度化、⑤人材育成の5項目を重点項目と位置づけ、より一層の経営基盤強化に向け積極的な取り組みを行ってまいります。

また、農業及び地域のメインバンクとして皆様に信頼いただける金融機関であり続けるために、「JAバンク基本方針」を遵守し、役職員一丸となって経営の合理化・効率化、並びにリスク管理の徹底に努めるとともに、金融サービスの向上に最善の努力を傾注してまいり所存でございます。

今後とも皆様のご理解と一層のご支援、ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

平成19年7月

経営管理委員会会長 **江原 正視**  
代表理事理事長 **坂本 政巳**

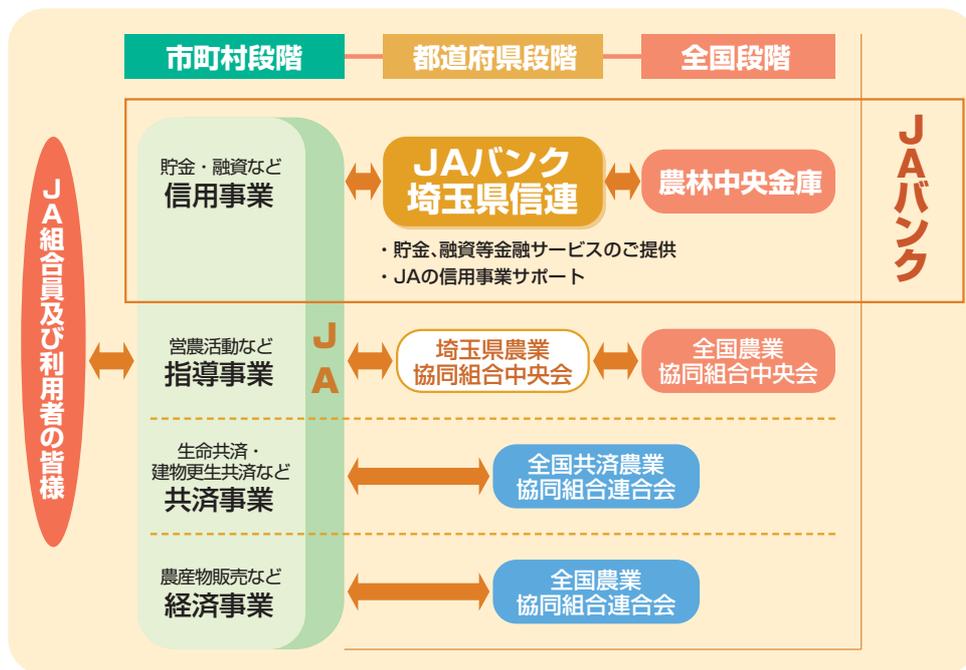
# 経営

## JAグループ・JAバンクの概要

REPORT 2007

### JAグループ

JAグループは、農家組合員をはじめとする組合員組織を基盤に、市町村段階のJA、都道府県段階の中央会・連合会、全国段階の中央会・連合会で構成し、指導・信用・経済・共済・厚生等の事業を展開しています。この市町村段階から全国段階までの仕組みを「系統組織」(= JAグループ)と呼んでいます。



### JAグループさいたま

県内に所在するJA、県段階の中央会・連合会によって「県内系統組織」(= JAグループさいたま)を構成しております。

当会は、信用事業を営む連合会として、県下JAの事業運営をサポートする県域機能を発揮するとともに、地域金融機関としてJAと一体となって、地域の皆様へ金融サービスをご提供できるよう努めております。

### JAバンク

JAの信用事業部門から、都道府県段階の信連、全国段階の農林中央金庫に至る信用事業の仕組みや機能を「系統信用事業」(= JAバンク)と呼んでいます。

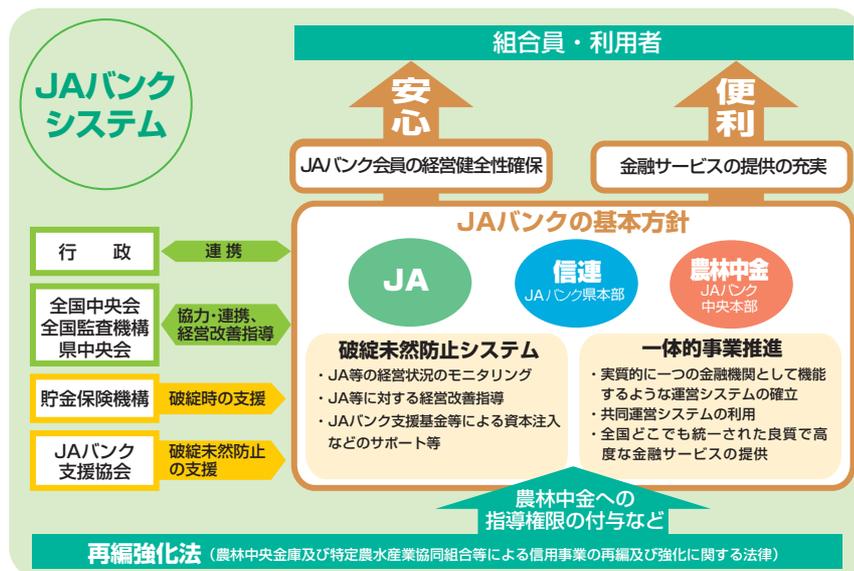
### JAバンク埼玉

県内JAの信用事業部門と、当会の機能を総称して「県内JA信用事業」(= JAバンク埼玉)と呼んでいます。

## JAバンクシステム

平成14年より、「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が実質的に「ひとつの金融機関」として機能する「JAバンクシステム」がスタートし、組合員・利用者の皆様に「便利」で「安心」してご利用いただけるよう、その確立に向け一体となって取り組んでいます。「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの充実・強化を目指す「一体的事業推進」の2つの柱から成り立っています。

当会は、このシステムを確実に機能させるため、「JAバンク埼玉県本部」としての役割を發揮しております。



## JAバンク・セーフティーネット

JAバンクでは、「破綻未然防止システム」と「貯金保険制度」により「JAバンク・セーフティーネット」を構築しています。これにより、組合員・利用者の皆様に一層の安心をお届けします。



### ■破綻未然防止システム

JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するための独自の制度です。再編強化法に基づき、「JAバンク基本方針」を定め、JAの経営上の問題点の早期発見・早期改善のため、国の定めた経営健全性の基準よりも更に厳しい自主ルール基準（達成すべき自己資本の水準、体制整備等）を設定しています。また、JAバンク全体で個々のJAの経営状況を常時チェックし、適切な経営改善指導等を行います。

### ■貯金保険制度(農水産業協同組合貯金保険制度)

貯金保険制度とは、万一、JA等が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護するとともに、資金決済の確保等を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とした公的な制度です。この制度は、銀行・信金・信組・労金等が加入する「預金保険制度」と同様な内容になっています。

## 経営理念

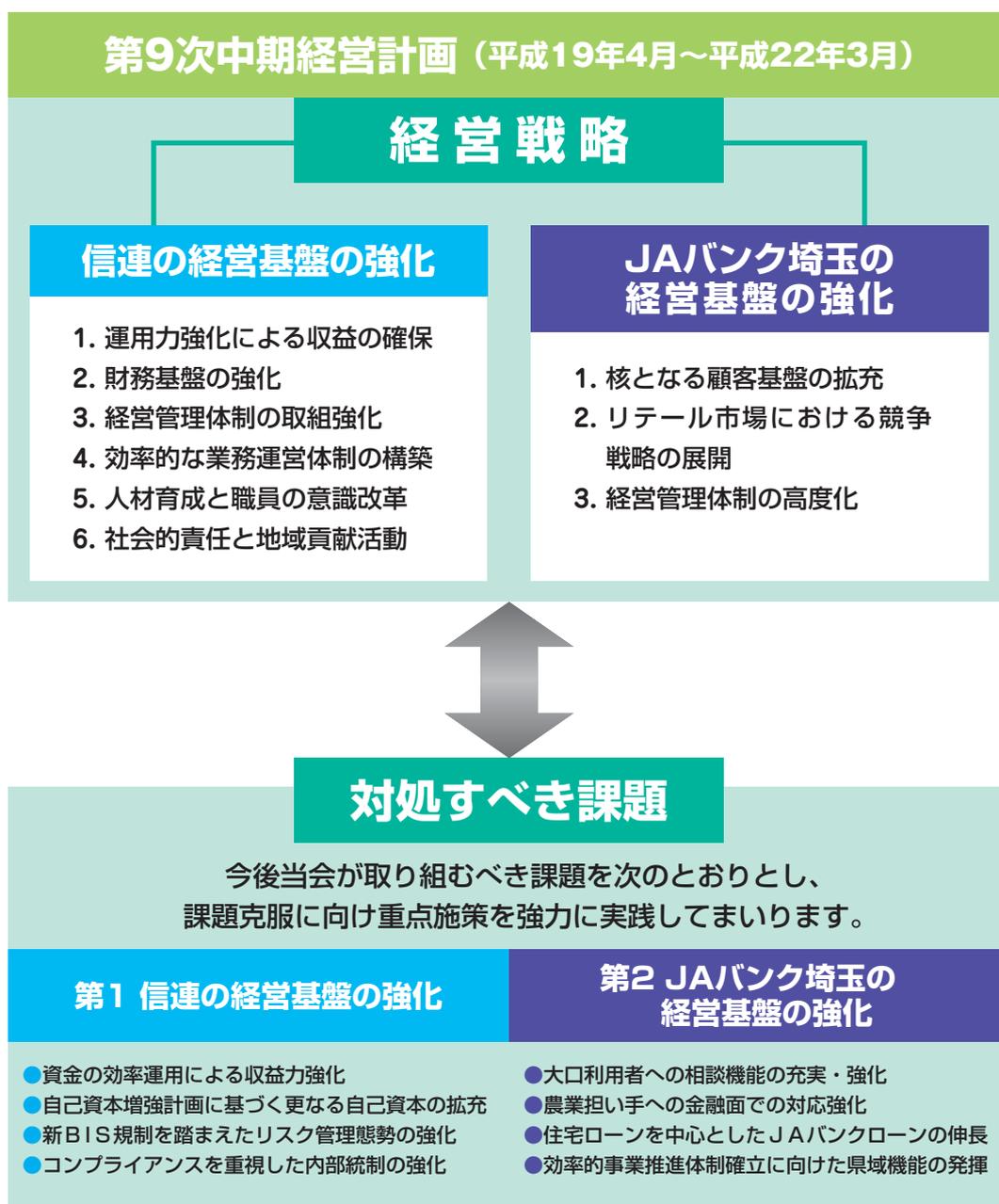
JAとともに顧客の期待と信頼に応え、地域経済の発展に寄与する金融機関(JAバンク)を目指す。

## 経営姿勢

当会は効率的な業務運営のもと、JAと一体となって強固な経営基盤並びにJAバンク埼玉を確立する。

当会は、効率的な業務運営のもとに、JAと一体となって強固な経営基盤並びに「JAバンク埼玉」を確立し、経営理念として「JAとともに顧客の期待と信頼に応え、地域経済の発展に寄与する金融機関（JAバンク）を目指す。」ことを掲げ、事業運営を行っております。

このような経営理念を踏まえ、平成19年度より新たに「第9次中期経営計画」（平成19年度～平成21年度）をスタートさせ、そのなかで掲げた経営目標の達成に向け、役職員一丸となり取り組んでおります。



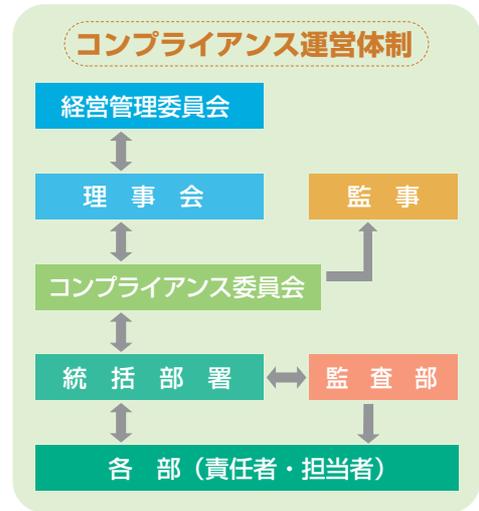
# コンプライアンス(法令等遵守)態勢

REPORT 2007

金融機関は、その業務の公共性の高さから、社会的規範を含む法令等を遵守した公正で透明性の高い業務運営を強く求められています。

このような状況の中、当会では、役職員のコンプライアンス（法令等遵守）の徹底を経営の最重要課題の一つと位置づけ、この徹底こそが不祥事防止、組織の信頼性向上に繋がるとの観点に立ち、コンプライアンスを重視した経営に取り組んでおります。

具体的には、「倫理憲章」「役員行為規範」「コンプライアンスに係る基本方針」等を制定するとともに、具体的実践手引書として「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、職場内研修等を通じてコンプライアンス重視の組織風土が役職員一人ひとりに浸透するよう周知徹底を図っております。



## ■ コンプライアンス運営態勢

当会では、コンプライアンスを確実に実施するための態勢を体系化・明確化した「コンプライアンス態勢運営要領」を定め、①コンプライアンス委員会、②統括部署、③各部署の責任者・担当者の設置等による運営体制を確立しています。コンプライアンス委員会ではコンプライアンス態勢全体の企画・推進・進捗管理にかかる検討・審議を行い、年度ごとにコンプライアンス実践のための取組事項を計画化した「コンプライアンス・プログラム」を策定し、コンプライアンスの啓発活動や遵守状況確認等の実践に取り組んでおります。

## 当会の倫理憲章

### I 当会の社会的責任と公共的使命の認識

当会のもつ社会的責任と公共的使命を認識し、健全かつ適切な事業運営の徹底を図る。

### II 会員等のニーズに適した質の高い金融等サービスの提供

「JAバンクシステム」の一員として、ニーズに適した質の高い金融及び非金融サービスの提供並びに「JAバンク基本方針」に基づく指導等を通じて、県下JA系統信用事業を支援することによりその役割を十全に発揮し、会員・利用者及び地域社会の発展に寄与する。

### III 法令やルールの厳格な遵守

すべての法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、公正な事業運営を遂行する。

### IV 反社会的勢力の排除

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、これを断固として排除する。

### V 透明性の高い組織風土の構築とコミュニケーションの充実

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実を図りつつ、真に透明な経営の重要性を認識した組織風土を構築する。

### VI 職員の人権の尊重等

職員の人権、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保する。

### VII 環境問題への取組

資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実施するなど、環境問題に積極的に取り組む。

### VIII 社会貢献活動への取組

当会が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会と共に歩む「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動に取り組む。

# 金融商品の勧誘方針

REPORT 2007

当会は、金融商品販売に係る勧誘の基本姿勢を示した「金融商品の勧誘方針」を定め、お客様に対する的確な金融商品内容の説明や適正な勧誘などの周知徹底を図っております。

## 金融商品の勧誘方針

当会は、金融商品販売法の趣旨に則り、貯金・定期積金その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、お客様の立場に立った勧誘に努めるとともに、より一層の信頼をいただけるよう努めてまいります。

1. お客様の投資目的、知識、経験、財産の状況及び意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. お客様に対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような説明は行いません。
4. お約束のある場合を除き、お客様にとって不都合と思われる時間帯での訪問・電話による勧誘は行いません。
5. お客様に対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。

# お客様からの苦情等への対応

REPORT 2007

当会業務に関して、お客様からの苦情・紛争等の申し出を速やかに把握し、問題の円滑な解決を図るとともに、当会業務への反映・改善に役立てるため、苦情・紛争等を一元的に受付ける窓口を設置しています。

更に、県下全体の信用事業に関するお客様からの苦情・紛争等を、公正、迅速に受付ける統一的な窓口として「埼玉県 J Aバンク相談所」を設置しています。

# 情報のセキュリティ

REPORT 2007

当会は、お客様からお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが事業活動の基本であり、社会的責務であると認識し、「情報セキュリティ基本方針」を定め、情報資産のセキュリティに万全を期しています。

## 情報セキュリティ基本方針(セキュリティポリシー)

1. 当会は、情報資産を適正に取り扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、及び農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当会は、情報の取り扱い、情報システムの管理運用にあたり、適切な組織的・人的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害などが発生しないよう努めます。
3. 当会は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、当会全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当会は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が起きた場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当会は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

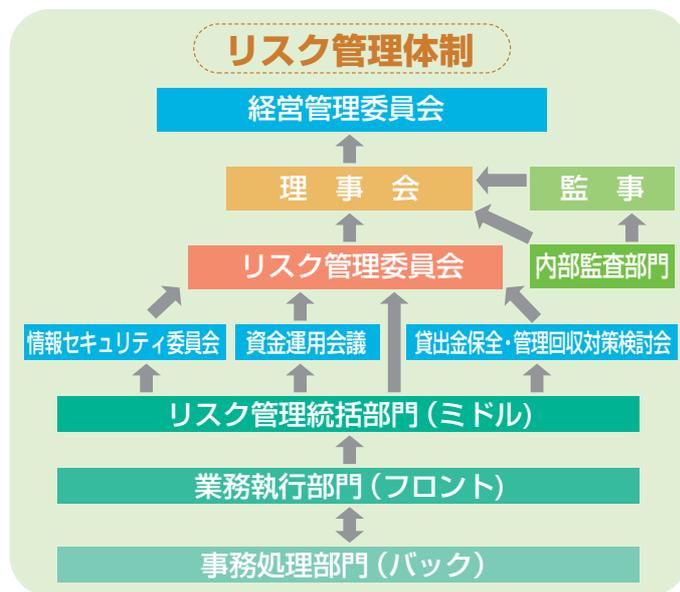
近年の金融サービスの高度化等により、金融機関を取り巻くリスクは急速に拡大するとともに多様化・複雑化しております。こうしたなか、当会では特に経営の健全性確保と安定的な業務拡大を図るため、信用リスクや市場関連リスク、流動性リスク、更にはオペレーショナル・リスクとして事務リスク、システムリスク等、様々なリスクを統合的に把握・管理するリスクマネジメント態勢の拡充・強化をすすめるとともに、監査体制の強化に努めております。

## ■ 管理体制

当会では、このようなリスク管理を実施するに際し、リスク統括部をリスク管理統括部署として設置し、基本的事項を定めた「リスク管理方針」等に基づく、適切なリスク管理を通じて経営の健全性と安定した経営基盤の確立を図っております。

更に、リスク管理の重要性を認識し、経営陣が諸リスクの統合リスク管理に積極的に関与する体制となっております。

具体的には、理事長をはじめとする常勤役員、各部長で構成するリスク管理委員会を四半期毎に開催し、当会が保有するリスク量やリスク内容に係る協議・検討を実施しております。協議・検討した内容は必要により理事会に付議・報告、並びに経営管理委員会会長に報告する等、各リスクについて体系的な管理を行っております。



## 統合リスク管理

信用リスク、市場関連リスク、流動性リスク及びオペレーショナル・リスク（事務リスク、システムリスク）を統合的に把握・管理し、経営の意思決定を実施しております。

### 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないしは消失し、金融機関が損失を被るリスクをいいます。当会の与信審査については、フロント・営業企画セクションから独立した審査部を設置し、個別内部格付の決定、個別与信審査、大口与信先等のモニタリング、自己査定における第2次査定の実施を通じて、デフォルト等に伴う損失を最小限に抑え適正なリターンの確保を図っております。更に半期毎（重要な事項については都度）に開催する常勤役員、関係部長を中心とした「貸出金保全・管理回収対策検討会」で不良債権等の処理及び債権保全・債権管理に関する事項について、協議・検討しております。

また、資産の自己査定により、回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合いに応じて分類した資産に対する貸倒引当金の計上については、「資産の評価及び償却・引当計上要領」に基づき、適正な計上により経営の健全性に取り組んでおります。

## 市場関連リスク管理

市場関連リスクとは、金利や有価証券等の価格変化により、保有する資産の価値が変動するリスクをいいます。当会の市場関連リスク管理については、「市場関連リスク管理要領」に基づき、経営上重要な位置付けにあるALMシステムを活用したなかで、有価証券を中心に現在価値／価格変動リスク／BPV／VaRなどを毎月算出し、現状におけるリスクテイクの状況を経営陣に報告するリスク管理体制をとっております。具体的には、「資金運用会議」を毎月1回開催し、金利リスク等の把握と資産・負債の総合的な管理に努めるとともに、迅速かつ的確な対応が図られるようリスクの把握・管理に万全の体制を構築しております。

## 流動性リスク管理

流動性リスクとは、財務内容の悪化などにより資金繰りがつかなくなるリスクをいいます。当会の流動性リスク管理については、「流動性リスク管理要領」を制定し、預貯金や貸出金・有価証券の動向を集中管理するとともに、資金調達については、JAと約定系統利用率を締結したなかで、調達に関する安定性を確保し、前記「市場関連リスク管理」と同様に、JA資金の動向及び信用事業収支動向等に係わる事項について、資金運用会議等で検討しております。

## オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは「様々な人為的または技術的エラーによって損失が発生するリスク」をいいます。オペレーショナル・リスクについては、主に事務リスク、システムリスクの各リスクを含む幅広いリスクによって構成されています。

### 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより、金融機関が損失を被るリスクです。当会は、「事務リスク管理要領」を制定し、事務処理規程類の制定・改廃とこれに基づいた事務処理の検証を行い、正確性・堅確性を備えた事務処理体制を構築しております。具体的には、事故の未然防止や事務レベルの向上のため、監査部による内部監査のほか担当部署における自己検査を実施し、事務処理状況の厳正なチェックを行っております。

### システムリスク管理

システムリスクとは、システム障害や情報漏えいなどにより損失を被るリスクをいいます。このため、当会では、金融機関のコンピュータシステムにおける安全対策が、健全な経営を確立するのみならず信用秩序を保持するためにも重要と認識しております。これらを踏まえて、系統JAグループの全国システムにいち早く移行するとともに、安全対策基準（セキュリティスタンダード）を制定し、セキュリティ管理体制の整備、情報資産（情報及び情報システム）管理の明確化、各種設備の二重化対応、災害時対策の整備（「コンティンジェンシープラン（危機管理計画書）」の制定）等の対応を図っております。

## 内部監査体制

当会では、内部管理体制の適切性、有効性を確保するため、業務部署から独立した部署として監査部を設け、定期的な内部監査等を通じて事務処理の堅確性、事故防止のための指導等、内部監査体制の充実を図っています。

今日、経済・社会の情報化の進展を背景に「個人情報」を利用したさまざまなサービスが提供され、私たちの生活は大変便利なものになっていますが、その反面「個人情報」が誤った取り扱いをされた場合、個人に取り返しのつかない被害を及ぼすおそれがあることから、国民のプライバシー保護に関する関心が高まっています。

このような状況を踏まえ、当会では「個人情報の保護に関する法律」に基づき、個人情報保護にかかわる考え方及び個人情報の取り扱いを定めた「個人情報保護方針（プライバシーポリシー）」を制定し、お客様の個人情報の適切な保護と利用に万全を期しております。

## 個人情報保護方針(プライバシーポリシー)

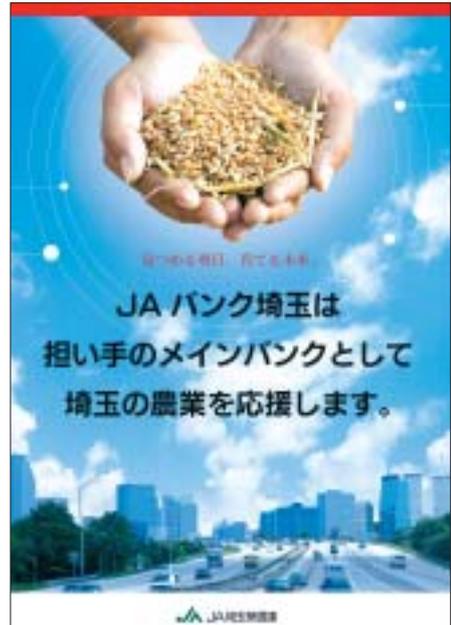
埼玉県信用農業協同組合連合会(以下、「当会」といいます。)は、利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当会の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守します。

1. 当会は、個人情報(生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。)を適正に取扱うために、個人情報の保護に関する法律(以下「法」といいます。)その他、個人情報保護に関する関係諸法令及び主務大臣のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。
2. 当会は、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人(個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。)の同意を得た場合及び法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の範囲内で、業務の遂行上必要な限りにおいて個人情報を取扱います。
3. 当会は、個人情報を取得する際には、適正な手段で取得するものとし、利用目的を、法令により例外として扱われる場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。
4. 当会は、取扱う個人データ(法第2条第4項に規定する、個人情報データベース等(法第2条第2項)を構成する個人情報をいい、以下同様とします。)を利用目的の範囲内で正確・最新の内容を保つよう努め、また、安全管理のために必要・適切な措置を講じ、従業員及び委託先を適正に監督します。
5. 当会は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。
6. 当会は、保有個人データ(法第2条第5項に規定するデータをいいます。)につき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。
7. 当会は、取扱う個人情報につき、ご本人からの苦情に対し迅速かつ適切に取組み、そのための内部体制の整備に努めます。
8. 当会は、取扱う個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

## 農業担い手金融への取り組み

当会は「農業担い手向け金融機能の充実」を目指し、制度資金のJAへのノウハウ提供、JAの対応が困難な農業生産法人等への直接融資並びにJA担い手金融リーダーへの支援等に積極的に取り組んでいます。

また、より専門的な業務運営を行うため、平成19年4月から農業金融の担当部署を設置するとともに、JA担い手金融リーダーへの対応支援を目的に専門担当者を配置いたしました。



担い手向け農業資金チラシ

## ICキャッシュカード・生体認証の取扱開始

JAバンク埼玉では、キャッシュカードの偽造・盗難等にかかる不正問題が社会問題化するなか、キャッシュカードの安全性を高めるため、平成18年10月よりICキャッシュカードの発行と手のひら静脈による生体認証サービスを開始しました。

ICキャッシュカードは、金融機関・口座番号等のお客様情報がICチップに登録されるため、偽造・複製が困難となり、更に生体認証は手のひらの静脈情報でお客様本人を特定することから、万一、暗証番号が漏洩したとしても第三者の不正使用ができなくなります。

JAバンク埼玉では、このICキャッシュカードに対応する生体認証機能をATMに付加し、セキュリティの強化を図っております。

お預金の内容	発行済の総残高	変更可能な総残高の範囲	限度額に到達した場合は
銀紙タイプ	50万円	0～100万円	キャッシュカードによる振込の引当
ICチップ	100万円	0～200万円	電子カードによる取引 キャッシュカードによる振込からの振込
ICチップと生体認証	200万円	0～500万円	キャッシュカードによる振込 キャッシュカードによる振込ご自身以外の口座への振込

ICキャッシュカードチラシ



生体認証機付ATM

# 新JAカードの発行

協同クレジットサービス㈱とUFJニコス㈱が合併したことにより、JAカードが平成18年10月より「新JAカード」として生まれ変わりました。

新JAカードは、全てICチップを搭載したクレジットカードであり、より安全なカードとなりました。また、初年度年会費無料等、各種特典が受けられるお得なサービスも付加されております。

ICキャッシュカード機能とクレジットカード機能が1枚になった「新JAカード一体型」も発行されており、お客様に多彩なサービスをご提供しております。

**新JAカード、誕生しました!!**

◆ JAカード、JAカード一体型) いずれも発行手数料は無料です  
◆ クレジットカード年会費は、初年度無料です ※次年度以降も年費12万円以上のショッピングで年会費無料

**特典1** JA-55で新JAカードを発注すれば、**2万円/リットル割引**の特典が受けられます。また、**お祝いプレゼントのポイント2倍**の特典も受けられます。

**特典2** 全国各地の農産物観光指定施設(ホテル・土産店等)で新JAカードを提示すると**お買得の特典**が受けられます。

**新JAカードへの切替はお早めに!!!**

**今がチャンス1 切替特典** 現在お持ちの旧JAカードを新JAカードに切替えていただく。【お祝いプレゼントのポイント】**200ポイント**(1,000円相当分)をプレゼント!!  
※お祝いプレゼントは、お申し込みから1週間以内に入会された方のみです。

**今がチャンス2 入会特典** 申込受付開始20日までに申し込みJA発行された方に現金入会後、お月々のカード利用に応じて、**最大5,000円**分のギフトカードプレゼント!!  
※ギフトカードは、お申し込みから1週間以内に入会された方のみです。  
※お申し込みから1週間以内に入会された方のみです。  
※お申し込みから1週間以内に入会された方のみです。

新JAカードチラシ

# 「JAウインターキャンペーン」の実施

当会では、平成18年11月～12月までの2か月間、JAと一体となって「JAウインターキャンペーン」を開催し、20万円以上のスーパー定期をお預けいただいたお客様の中から台湾旅行等をプレゼントする懸賞品付定期貯金を発売するとともに、預かり資産の強化を図るため、同キャンペーン期間中にJAから投資信託を200万円以上購入されたお客様にもテーマパーク入場券等をプレゼントする取り組みを実施いたしました。

当キャンペーンでは、チラシ以外に、テレビ・新聞・ホームページなどの媒体を活用した積極的なPRを展開し、懸賞品付定期貯金には25万件を超える応募をいただきました。

**JAバンク埼玉 ウインターキャンペーン**

**1等 たいわん 2泊3日の旅行**

**2等 テーマパーク入場券**

懸賞品付定期貯金

懸賞品付定期貯金チラシ

**「JAの投資信託」 ウィンターキャンペーン**

お買付金額100万円以上でプレゼント!

200万円以上お買付金額で「テーマパーク入場券」をプレゼント!

200万円以上お買付金額で「台湾旅行」をプレゼント!

※お買付金額100万円以上でプレゼントするファンド	世界の財産3分法ファンド (毎月分配型)
※お買付金額50万円以上でプレゼントするファンド	JA海外債券ファンド (毎月分配型)
※お買付金額20万円以上でプレゼントするファンド	DIAMONDインカムオープン (毎月分配型)
※お買付金額10万円以上でプレゼントするファンド	農中US債券オープン
	JA海外債券ファンド
	農中日経225オープン
	JA TOPIXオープン
※お買付金額5万円以上でプレゼントするファンド	農中日本株オープン (銘柄：ニューフェイス)
	JA日本株式ファンド
※お買付金額2万円以上でプレゼントするファンド	JA海外株式ファンド
	JA資産設計ファンド (資産別・成長型・積極型)
	ゴールドマン・サックス世界資産配分オープン (毎月分配型)

投資信託キャンペーンチラシ

## 住宅ローン相談会の開催

地域の皆様の住宅資金ニーズに応えるため、県統一の「住宅ローン相談会」を年間4回（6日間）開催し、延べ2,238名のご来場をいただきました。

J Aバンク埼玉では、住宅の新築をはじめ、住宅ローンの借り換えにも対応できるようお客様のニーズに合わせた様々な商品を取り揃えており、J A各取引項目により優遇金利を受けられるコースもご用意しております。また、既存住宅ローンの補完商品として「フラット35」の取り扱いも開始いたしました。

なお、当会では、ローン推進センターによる住宅ローン提携ハウスメーカー等の営業活動に取り組むとともに、J Aローン営業センターの設置支援を行っております。



住宅ローン優遇金利チラシ



年金相談会ポスター

## 年金相談会の開催

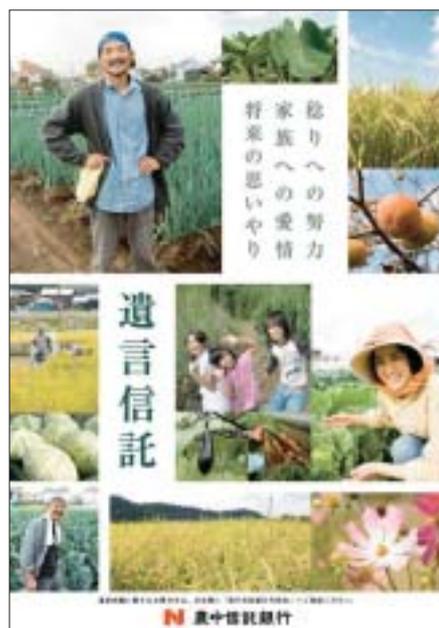
J Aバンク埼玉では、組合員・地域の皆様からの年金相談ニーズに応えるため、社会保険労務士を招いて「年金相談会」を年間117回開催し、延べ1,904名のお客様にご来場いただくとともに、1,963件の相談に対応いたしました。

なお、当会では、年金相談会に係る社会保険労務士との調整や年金資料の提供等を行い、効果的な相談会開催支援を行っております。

## 資産相談ニーズへの対応

J Aバンク埼玉では、組合員等の皆様からの相続・遺言等にかかる相談ニーズへの取り組みとして「J A相続・遺言セミナー」を年14回開催するとともに、金融資産の運用相談に対応する「J A金融商品セミナー」も年8回開催し、延べ546名のお客様が各セミナーに参加されました。

また、当会は農中信託銀行の遺言信託代理店であり、相続・遺言セミナー後に開催した「個別相談会」により遺言信託の申し込みもいただいております。



遺言信託ポスター

# 社会的責任と貢献活動

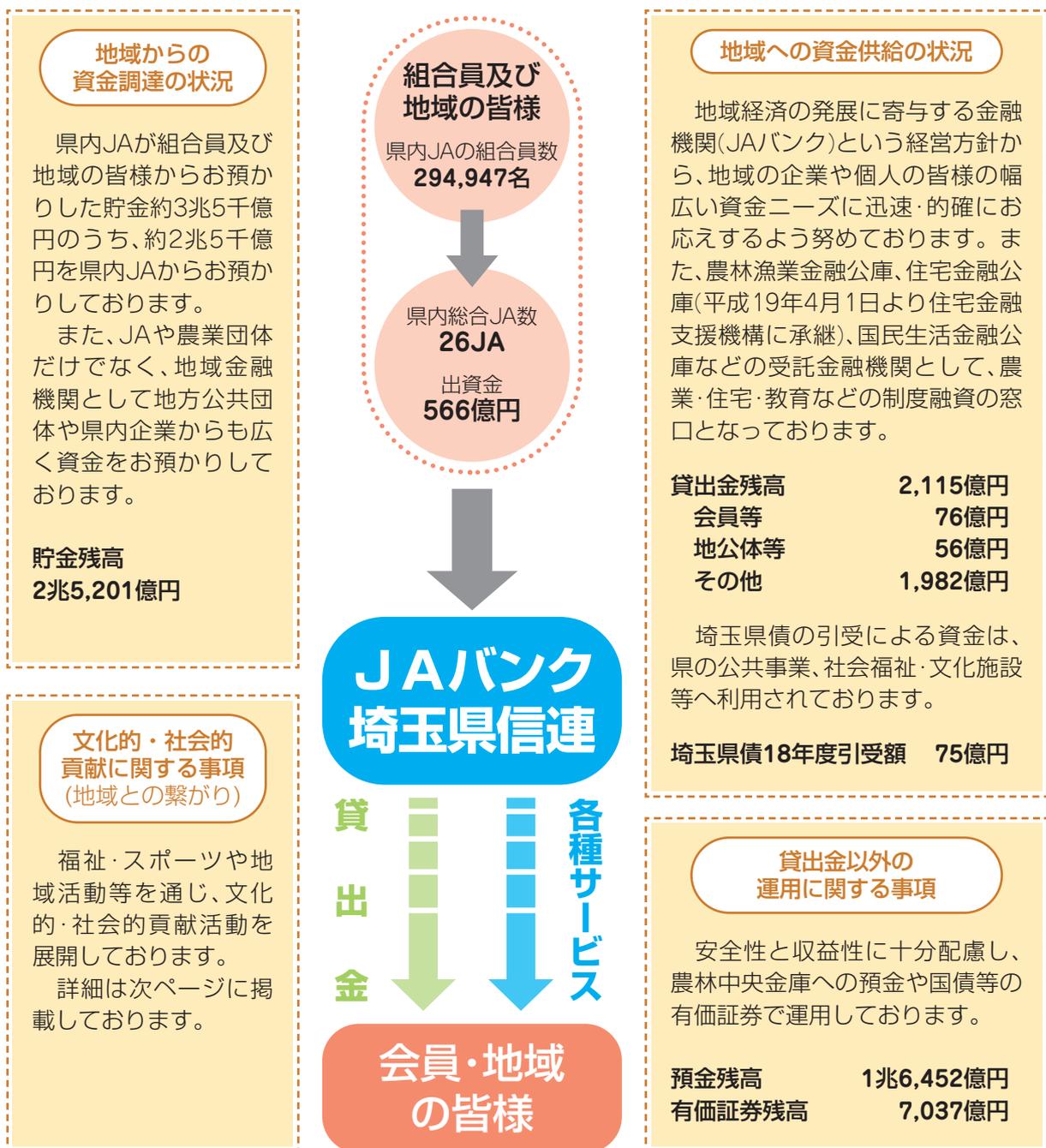
REPORT 2007

当会は、埼玉県を事業地域として、県内のJA等が会員となってお互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の地域経済の発展に資する地域金融機関です。

資金は、その大半が県内のJAにお預けいただいた組合員及び地域の皆様の大切な財産である貯金を財源としております。当会では資金を必要とする皆様や、JA・農業に関する企業・団体及び県内企業や団体、地方公共団体などにもご利用いただいております。

組合員の皆様の経済的・社会的地位の向上を目指し、JAとの強い絆とネットワークを形成することによりJA信用事業機能強化の支援を行うとともに、地域社会の一員として地域経済の持続的発展に努めております。

(平成19年3月末現在)



## 文化的・社会的貢献に関する事項

当会は本来の事業活動に加え、自然環境維持・地域文化活動・福祉・スポーツ活動等への貢献にも積極的に取り組んでおります。これからも、農業と地域社会の発展と活性化に貢献してまいります。

### 文化的・社会的貢献

#### ふれあい献血運動

病気や怪我などで輸血を必要としている皆様の尊い生命を救うため、平成15年より役職員一体となり日本赤十字社の献血活動に参画し、地域貢献に努めております。



平成18年10月24日 当会駐車場にて

#### 埼玉森林サポータークラブへの協力

県内の森林保護ボランティア活動を実施しているNPO法人埼玉森林サポータークラブに対し、役職員からの寄付金を進呈するとともに、県内の平地林保護と落ち葉を活用した循環型農業支援のため役職員による落ち葉拾い活動を実施いたしました。

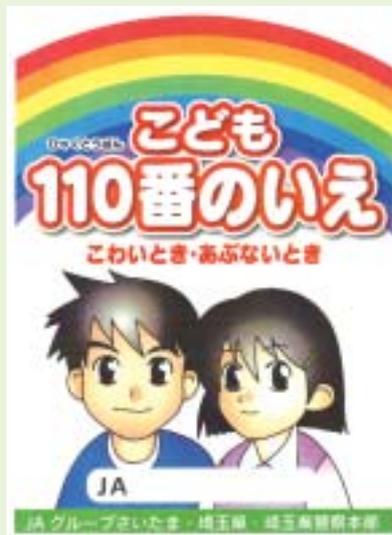


平成19年2月24日 入間郡三芳町にて

#### 地域防犯活動への取り組み

JAグループさいたまでは、犯罪を防止・減少させ、安心・安全な地域社会の実現に貢献するため、埼玉県と「防犯のまちづくりに関する協定」を平成18年12月に締結いたしました。

この取り組みにあたって、JA・連合会の各店舗等を「セーフティ・ステーション」と位置づけ、子供や高齢者等が犯罪に遭遇した時の避難場所として機能させています。



セーフティ・ステーションポスター

## 児童養護施設への遊具寄贈

役職員からの寄付金並びに当会からの助成金をもとに、埼玉県社会福祉事業団を通じ県内の児童養護施設へスポーツ用具・遊具等を寄贈いたしました。



平成18年9月22日 埼玉県社会福祉事業団後閑理事長(右)へ目録を進呈

## ライススポーツセミナー

Jリーグ浦和レッズの選手達と親子参加のサッカー教室を通じて、次世代の子供たちに農業の役割や食の重要性を伝え、農業文化の維持拡大の広報活動に努めております。

なお、JAグループさいたまは、浦和レッズオフィシャルスポンサーとしてチームをサポートしております。



平成19年1月21日 埼玉スタジアム2002にて

## 彩の国食と農林業ドリームフェスタ・食と農林業ハーモニーフェスタ

数々の特産品が一堂に会する埼玉県と農業団体の主催するフェスティバルを積極的に支援、参画しております。

これらのフェスティバルを通じて、消費者に信頼される地域農産物のPR活動に取り組み、地域の皆様との交流を深めております。



彩の国食と農林業ドリームフェスタ  
平成18年11月11日 久喜市総合運動公園にて

## 利用者ネットワーク

### ゲートボール、グラウンドゴルフ大会

「埼玉県農協年金友の会連絡協議会」との共催により、ゲートボール大会・グラウンドゴルフ大会を開催し、地域の皆様の健康づくり、体力づくり、仲間づくり等に協力しております。



埼玉県農協年金友の会ゲートボール大会  
平成18年9月7日 彩の国くまがやドームにて

# 業務内容

## 事業のご案内

REPORT 2007

### 貯金業務

当会の貯金は、県内の会員 J A からの貯金を中心となっており、県内の J A に預けられました貯金から、J A によって組合員及び地域の皆様の生活や事業に必要な資金を貸し出し、その後の余裕金をお預かりしております。

また、地域の一般の皆様にもお気軽にご利用いただけますよう、総合口座・当座貯金・普通貯金・貯蓄貯金・通知貯金・各種定期貯金・定期積金など、様々な種類の貯金商品を取り扱っております。

なお、J A 貯金については、皆様の大切な貯金を安全にお預かりするために、国の公的な制度である「貯金保険制度」と J A バンク独自の支援制度である「破綻未然防止システム」という 2 つの制度で皆様の貯金を 2 重にガードしています。

#### ■ 主な貯金

貯金の種類	特色及び留意事項	預入期間	預入金額
総合口座	・定期貯金と普通貯金、それに自動融資機能を一冊の通帳にセットした貯金です。もし普通貯金の残高が不足した場合でも、定期貯金の90%(最高200万円)まで自動的にご用立ていたします。(定期貯金は自動継続の定期貯金に限定となります。)	期間の制限なし	1円以上
総合口座 (普通貯金無利息型)	・普通貯金については、貯金保険制度で全額保護され、安心してご利用いただけます。		1円以上
期日指定定期貯金	・自由金利で1年複利の商品、1年経過後はお引き出し自由、一部のお引き出しもできます。(満期を指定する場合は、その1ヶ月前までに通知を必要とします。)	最長3年	1円～ 300万円未満
大口定期貯金	・金利は市場実勢を参考にして自由に決定され、確定利回りで運用できます。	1ヶ月以上 5年以内	1,000万円以上
スーパ一定期			1円～ 1,000万円未満
変動金利定期貯金	・金利は市場実勢を参考にして自由に決定されますが、6ヶ月ごとにその時点の金利動向により金利が変更されます。	1・2・3年	1円以上
定期積金	・毎月一定額のお積立てにより、生活設計に合わせた無理のない資金づくりができます。	6ヶ月以上 5年以内	100円以上 (通増通減式は 1,000円以上)
一般財形貯金	・お勤めの方々の財産づくりに最適です。給料・ボーナスからの天引きによる積立てとなります。	3年以上	1,000円以上
財形年金貯金	・退職後の生活に備えた資金づくりに最適です。財形専用の金利が適用され、財形住宅貯金と併せて550万円まで非課税の特典が受けられます。	5年以上	1,000円以上
財形住宅貯金	・マイホーム資金づくりに最適です。財形専用の金利が適用され、財形年金貯金と併せて550万円まで非課税の特典が受けられます。	5年以上	1,000円以上

貯金の種類	特色及び留意事項	預入期間	預入金額
当座貯金	・安全便利な小切手・手形がご利用いただけます。	期間の制限なし	1円以上
普通貯金	・サイフ代わりに簡単に出し入れできます。公共料金等の自動支払い口座として、また給与・年金等のお受取口座として最適です。		1円以上
普通貯金無利息型(決済用)	・貯金保険制度で全額保護され、安心してご利用いただけます。		1円以上
貯蓄貯金	・基準残高により10万円と30万円の2種類があり、普通貯金より高い金利が適用されます。		1円以上
通知貯金	・1週間以上の短期のお預けにご利用いただけます。	7日以上	50,000円以上
譲渡性貯金(NCD)	・大口資金を高利回りで運用できます。また、満期日前に譲渡できます。	2週間以上 2年以内	5千万円以上

## 貸出業務

当会は、豊富な資金量で農業者の皆様の事業に必要な資金への対応をはじめ、農業基盤の整備・発展を目的とした農業融資に積極的に取り組むとともに、地域経済を担う一般企業、農業関連企業及び地方公共団体等からの資金ニーズにも幅広く対応し、地域の活性化にご利用いただいております。また、当県の農業担い手の皆様に支援するため、新資金の創設や債務保証にも取り組んでおります。

一般の皆様には、生活資金としての各種ローンはもとより、事業の発展に必要な設備資金や運転資金もご用意しており、さらに、政府系金融機関の取扱窓口として、農林漁業金融公庫、住宅金融支援機構、国民生活金融公庫などの代理(受託)貸出業務も行っております。

### ■ 農業担い手向け貸出

種類	概要	対象者	商品内容
アグリマイティー資金	JAが「担い手」の資金ニーズに積極的に応えられるよう、JAが統一ローン「新農業振興資金(アグリマイティー資金)」貸付をする場合の資金を低利で供給し、JAを支援します。	会員JAとします。	・期間…10年以内 ・限度額…JAの融資額と同額 ・担保・保証…無担保・無保証
アグリサポート保証	JAの担い手に対する融資について、当会が債務保証を行い、JAのリスク軽減を図ります。	農業法人及び農業者(個人)。会員の組合員に限ります。	・保証期間…10年以内 ・保証範囲…貸付金額の50% ・担保…不要
アグリビジネスローン	JAの対応が困難な農業法人等に対し当会が融資を行い、系統の担い手金融の拡充・強化を図ります。	農業法人及び農業者(個人)。個人の場合は、会員の組合員に限ります。	・期間…15年以内 ・限度額…50百万円 ・担保…原則不要

### ■ 農業関連産業法人向け貸出

種類	概要	対象者	商品内容
農業関連サポートローン	県内農業の発展に資することを目的として、農産物の生産、流通、販売等を行っている法人等の資金ニーズに対応します。	農業関連産業法人とします。	・期間…15年以内 ・限度額…200百万円 ・担保・保証…原則不要

## ■ 一般の貸出

種 類	ご利用いただける方	お使いみち	融資金額	融資期間及び返済方法	保証・担保
事業法人向け貸出	県内に事務所を有し、事業を営まれている一般企業	運転資金・設備資金等。			
個人向け貸出	県内在住で、住所を有する地区を管轄するJAの組合員の方	資産等の活用及び個人事業等に要する資金。	事業に必要な資金の範囲内で、ご相談のうえ決定します。	資金のご利用方法に依りて、ご相談のうえ決定します。	ご融資の条件に依りて、ご相談のうえ決定します。
その他の法人向け貸出	地方公共団体、特殊法人等、営利を目的としない法人	公共事業等に要する資金。			

## ■ 主なローン

種 類	ご利用いただける方	お使いみち	融資金額	融資期間及び返済方法	金利等
住宅ローン	・安定した収入があり年齢が満20歳以上66歳未満の方(完済時に満80歳未満の方)	・住宅、マンション、宅地のご購入をはじめ、自宅の新築・改築、借換、住宅環境整備などの資金。	10万円以上5,000万円以内	・35年以内 ・元利均等毎月返済又はボーナス返済併用方式	
教育ローン		・お子様のご入学・ご進学にかかる資金をはじめ授業料・教科書代など、あらゆる教育資金。	10万円以上300万円以内	・7年以内 ・元利均等毎月返済又はボーナス返済併用方式	・固定金利 ・変動金利
生活ローン	・安定した収入があり年齢が満20歳以上65歳未満の方(完済時に満70歳未満の方)	・マイカー、家具、家電製品の購入、ご結婚、旅行の費用など生活に必要なさまざまな資金。	10万円以上300万円以内	・5年以内 ・元利均等毎月返済又はボーナス返済併用方式	
カードローン		・使いみち自由で現金自動支払機でいざという時に借入できる資金。	J A 50 50万円以内  J A 300 300万円以内	・1年以内ですが、保証機関が支障ないと判断した場合1年毎の自動更新 ・約定返済型	・変動金利

## ■ 主な代理貸出

金融機関等	資金名
農林漁業金融公庫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業経営基盤強化資金</li> <li>・ 農業基盤整備資金</li> <li>・ 担い手育成農地集積資金</li> <li>・ 経営体育成強化資金</li> <li>・ セーフティネット資金</li> <li>・ 特定農産加工資金</li> <li>・ 振興山村・過疎地域経営改善資金</li> <li>・ 畜産経営環境調和推進資金</li> <li>・ 農林漁業施設資金</li> <li>・ 中山間地域活性化資金</li> <li>・ 食品流通改善資金</li> </ul>
独立行政法人 住宅金融支援機構	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ マイホーム新築資金</li> <li>・ 賃貸住宅建設資金</li> <li>・ 財形住宅資金</li> <li>・ リフォーム資金</li> <li>・ 年金住宅資金</li> </ul>
国民生活金融公庫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国の教育ローン</li> </ul>
独立行政法人 福祉医療機構	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被保険者住宅資金</li> </ul>
埼玉県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業改良資金</li> <li>・ 農業近代化資金</li> <li>・ 就農支援資金</li> </ul>

## 為替・決済業務

当会は、為替・決済業務の多様化と高度化に対応しつつ、金融機関として必要なサービス機能の強化に努め、振込、送金、代金取立等の内国為替業務の他、給与振込、年金の受け取り、埼玉県の自動車税等公金の取り扱い（埼玉県指定代理金融機関）、並びに電話・電気・水道料金等の口座振替、クレジットカード等の取り扱いも行ってまいります。

## 推進・相談・広報業務

当会は、皆様の幅広いニーズに応えるため、JAに対する推進業務を通じてさまざまな「サービス」や「金融商品」、「安心」を提供しております。

具体的には、「JAバンクシステム」を確立するため、「JAバンク基本方針」に基づくJA指導、懸賞品付定期貯金等の貯金商品企画、ローン推進センターによる住宅ローン営業活動とローン相談、資産相談センターによる相続・遺言・土地活用並びに投資信託商品等の資産相談対応、有価証券運用に係る事務指導を行うとともに各種情報提供を実施しております。

また、JA職員を対象に税務・法務など各種研修会を実施するとともに、お客様の生活設計や財産づくりの相談に対応するFP（ファイナンシャルプランナー）の養成等、専門知識を持った人材育成を行っております。

さらに、貯金・ローン等のポスターやチラシなどの作成・斡旋を行うとともに、JAバンクのイメージキャラクターに身近で親しみのある「サザエさん」を使用し、テレビ・新聞・インターネット等を通じて広報・宣伝活動を実施しております。

## その他業務

当会は、上記各業務の他にも、国債・投資信託の窓口販売業務、遺言信託・土地信託・特定贈与信託等の信託代理店業務、外貨定期預金販売業務を行うなど、皆様に広範囲なサービスを提供しております。

今後におきましても、皆様へより利便性の高いサービスの提供を図るとともに、新しい時代の要請に対応する体制づくりをめざしてまいります。

## ■ 主なサービス

項 目	内 容
JA キャッシュサービス	当会のキャッシュカードがあれば、全国のJA・信連・農林中金・郵便局・セブン銀行のATM等で現金のお預け入れ、お引き出し、残高照会等ができ、銀行等MICS提携金融機関カードが使用できるATM等で現金のお引き出し、残高照会ができます。また、JAバンク埼玉のキャッシュカードはセブン銀行のATMで手数料が無料(平日8時45分から18時、土曜日9時から14時に限る)でご利用でき、休日も21時までお取り扱いしております。
デビットカードサービス	ショッピングやお食事の際に、現金でなくキャッシュカードで、ご利用代金が精算できます。
給 与 振 込 サ ー ビ ス	給与・ボーナスがお客様のご指定いただいた貯金口座に自動的に振り込まれます。
各 種 自 動 受 取 サ ー ビ ス	国民年金・厚生年金、配当金などがお客様の口座に自動的に振り込まれ期日忘れのご心配がありません。
各 種 自 動 支 払 サ ー ビ ス	電気料、NHK受信料、電話料のほか、税金、水道料など、普通貯金・当座貯金から自動的にお支払いいたします。
振 替 サ ー ビ ス	アパート経営や駐車場の賃貸を営む事業主様等からのご依頼により、家賃・駐車料金の集金及び社員への固定的な給与振替等を自動的にご依頼人に代わって管理いたします。
J A カ ー ド ( 一 体 型 )	キャッシュカードとクレジットカード(JAカード)が一体となった便利なカードです。このカード1枚でJAキャッシュサービスがご利用になれる他、お買い物、ご旅行、お食事などサインひとつでご利用いただけます。
インターネットバンキング (JAネットバンクサービス)	インターネットに接続可能なパソコン・携帯電話で、残高照会や振込・振替など各種サービスをご利用できます。また、インターネット上で公共料金や税金等各種料金のお支払いが可能な振込みサービス「pay-easy(ペイジー)」の取り扱いも行っております。
フ ェ ー ム バ ン キ ン グ	会社に居ながらパソコンやディスプレイ付多機能電話機(ホームユース端末)を使い、電話回線を使用して残高照会や振込・振替を行うことができます。
国 債 窓 口 販 売	長期利付国債・中期利付国債・割引国債を額面5万円より販売しております。また、買い取りも実施しております。
投 資 信 託 窓 口 販 売	資産運用手法の一つとして窓口販売業務を行っております。ただし、元本及び利息の保証はありませんので、商品内容を十分ご理解いただいたうえでご利用ください。
外 貨 定 期 預 金	米ドル建ての外貨定期預金をお取り扱いしております。(最低預入単位：50万円以上)
信 託 契 約 代 理 業 務	農中信託銀行の信託契約代理店として、土地信託、特定贈与信託、公益信託等7商品をご用意しております。
遺 言 信 託 代 理 業 務	農中信託銀行の遺言信託代理店として、次世代への財産承継のご相談に対応するため、遺言信託執行業務・管理業務、遺産整理業務の取り扱いを行っております。

## 内国為替の取扱手数料

(平成19年6月末現在)

区 分			同一店内 あ て	県内系統 あ て	県外系統 あ て	他金融機関 あ て	
送 手 数 金 料	普通扱い		1件につき	630円			
振 手 数 込 料	窓 口	電信・文書	3万円未満	210円	315円	315円	630円
			3万円以上	420円	525円	525円	840円
	定時自動 送 金	電信扱い	3万円未満	無 料	210円	210円	525円
			3万円以上	無 料	420円	420円	735円
		文書扱い	3万円未満	無 料	105円	105円	420円
			3万円以上	無 料	210円	210円	630円
	ATM	(現 金)	3万円未満	105円	105円	105円	420円
			3万円以上	315円	315円	315円	630円
		(カード)	3万円未満	無 料	105円	105円	210円
			3万円以上	無 料	210円	210円	420円
インターネット バンキング	3万円未満		無 料	105円	210円	210円	
	3万円以上		無 料	210円	315円	315円	
ファーム バンキング	3万円未満		無 料	105円	210円	315円	
	3万円以上		無 料	210円	315円	420円	
代金取立 手 数 料	普通扱い		1通につき	630円			
	至急扱い		1通につき	840円			

(注) 上記手数料には消費税・地方消費税が含まれています。

## その他の諸手数料

(平成19年6月末現在)

項 目	金 額	
ICキャッシュカード発行・再発行手数料	1枚につき 1,050円	
再 発 行 手 数 料	1件につき 1,050円	
自己宛小切手発行手数料	1枚につき 525円	
残高証明書発行手数料	1通につき 420円	
円貨両替手数料(窓口扱い)	100枚まで 無 料	
	101枚～500枚 315円	
	501枚～1,000枚 420円	
	1,001枚以上 630円	
住 宅 口 ー ン	新 規 実 行 10,500円	
	条 件 変 更 ( 金 利 条 件 含 む ) 1,050円	
	全額繰上 償 還	実行後 3年未満 3,150円
		実行後 3～7年未満 2,100円
		実行後 7年以上 1,050円
一 部 繰 上 償 還	3,150円	
そ の 他 口 ー ン	新 規 実 行 1,050円	

(注1) 上記手数料には消費税・地方消費税が含まれています。

(注2) 再発行手数料は、通帳・証書・キャッシュカードを再発行する際の手数料です。

# 当会の組織

## 沿革・歩み

REPORT 2007

1914	大正3年	12月	産業組合法に基づく「有限責任埼玉県信用組合联合会」設立
1933	昭和8年	6月	産業組合法の改正により「保証責任埼玉県信用販売購買組合联合会」に改組
1943	昭和18年	12月	農業団体法の公布により「埼玉県農業会」に改組
1948	昭和23年	8月	農業協同組合法に基づき「埼玉県信用農業協同組合連合会」設立 (設立時貯金量7億2千万円)
1954	昭和29年	4月	農林漁業金融公庫の受託業務開始
1962	昭和37年	11月	東京手形交換所代理交換に加盟
1963	昭和38年	4月	住宅金融公庫の受託業務開始
1964	昭和39年	4月	農業改良資金に係る埼玉県指定代理金融機関の指定を受ける
1966	昭和41年	7月	内国為替業務開始
1968	昭和43年	11月	貯金量1千億円達成
1972	昭和47年	10月	埼玉県収納代理金融機関に指定され県公金の収納取扱開始
1976	昭和51年	11月	オンラインシステム稼働
1978	昭和53年	1月	貯金量5千億円達成
1979	昭和54年	1月	国民金融公庫受託業務開始
		2月	全国銀行内国為替制度加盟
1980	昭和55年	10月	県内農協貯金ネットサービス開始
1982	昭和57年	5月	為替オンラインシステム稼働
1983	昭和58年	3月	県下全農協の信用事業オンライン化完成
		6月	貯金量1兆円達成
1984	昭和59年	3月	全国農協貯金ネットサービス開始
		8月	農協全銀内為替制度加盟
		12月	貸出金オンラインシステム稼働
1986	昭和61年	12月	国債窓販業務の取扱開始
1987	昭和62年	12月	貯金量1兆5千億円達成
1990	平成2年	7月	都銀・地銀とのキャッシュサービス開始
1991	平成3年	2月	第2地銀、信金、信組、労金とのキャッシュサービス開始
		4月	サンデーバンキング開始
		6月	日銀歳入金窓口受け入れ開始
1992	平成4年	4月	愛称を「JA埼玉県信連」としてスタート
1994	平成6年	3月	貯金量2兆円達成
		9月	国債等自己窓販業務の取扱開始
1995	平成7年	11月	第4次全銀内国為替システム対応
1998	平成10年	10月	「JAバンク」の導入
		12月	外貨預金の取扱開始
1999	平成11年	4月	ATM・CDの祝日稼働開始
		7月	「倫理憲章」制定
		10月	投資信託窓販業務の取扱開始
2000	平成12年	5月	郵便局とのキャッシュサービス開始
		9月	農中信託銀行信託代理店業務開始
2002	平成14年	1月	JAバンクシステム導入
		5月	JASTEMシステムへの移行
		6月	経営管理委員会制度の導入
		9月	インターネットバンキング(JAネットバンク)取扱開始
2003	平成15年	2月	確定拠出年金事業の取扱開始
		11月	第5次全銀内国為替システム対応
2004	平成16年	4月	ファームバンキング取扱開始
2005	平成17年	3月	「決済用貯金」取扱開始
		11月	セブン銀行とのATM提携開始
2006	平成18年	10月	ICキャッシュカード・生体認証取扱開始 新JAカード取扱開始

## 会員数

(単位：法人)

資格別	18年3月末	19年3月末
正会員	40	39
准会員	36	36
合計	76	75

## 役員

(平成19年6月末現在)

役職名	氏名	役職名	氏名
経営管理委員会会長	江原正視	代表理事理事長	坂本政巳
経営管理委員	山根信夫	代表理事専務	宮崎信夫
経営管理委員	小澤稔夫	常務理事	齊藤喜久夫
経営管理委員	中村正	常務理事	奥貫浩
経営管理委員	中嶋政晴	代表監事	金子福治
経営管理委員	鯨井武明	監事	小柳喜政
経営管理委員	田谷宗一	監事	横田広太郎
経営管理委員	坂田修一	常勤監事 (員外監事)	竹内寛
経営管理委員	安野富夫		
経営管理委員	吉田力		
経営管理委員	山田加藏		

## 職員数

(単位：人)

区分	18年3月末	19年3月末
男子職員	160	158
女子職員	44	40
合計	204	198



## 特定信用事業代理業者の状況

該当する取引はありません。

## 店舗等一覧

### ■ 営業店舗 (平成19年6月末現在)

名称	所在地	代表電話番号	FAX番号
本店	〒330-9001 さいたま市浦和区高砂3丁目12番9号	048(829)3504	048(829)3588

### ■ 推進拠点 (平成19年6月末現在)

名称	所在地	代表電話番号	FAX番号
浦和事業推進部	〒330-0062 さいたま市浦和区仲町2丁目16番6号	048(829)3010	048(829)3013
熊谷事業推進部	〒360-0031 熊谷市末広1丁目62番地	048(524)9711	048(525)4543
春日部事業推進部	〒344-0067 春日部市中央1丁目52番地8	048(737)6111	048(736)4434

## ATM設置台数・取扱時間・利用手数料

### ■ ATMの設置台数 (平成19年6月末現在)

区分	店舗内	店舗外	計
J A	325	82	407
信 連	2	2	4

### ■ ATMの取扱時間 (平成19年6月末現在)

取扱日	開始時間	終了時間	備考
平日	8時00分	21時00分	○JAバンク埼玉のキャッシュカードは、1月3日及び5月4日(5月4日が日曜日の場合は5月3日)はお取り扱いできません。 ○他金融機関のキャッシュカードは、1月1～3日及び日曜日を除く5月3～5日はお取り扱いできません。 ○ATMにより取扱日・取扱時間が異なる場合があります。
土曜日	JAバンク埼玉のキャッシュカード		
日曜日	8時30分	21時00分	
祝日 1月2日 12月31日	他金融機関のキャッシュカード		
	9時00分	17時00分	

### ■ ATMの利用手数料 (平成19年6月末現在)

ご利用時間帯	当会のキャッシュカード		県内JAのキャッシュカード		県外JAのキャッシュカード		他金融機関のキャッシュカード	
	お引出し	お預入れ	お引出し	お預入れ	お引出し	お預入れ	お引出し	お預入れ
平日	8:45まで	無 料	無 料		210円	105円	210円	お取り 扱い できま せん
	8:45～18:00		無 料	無 料	無 料	105円		
	18:00以降		105円	無 料	210円	105円	210円	
土曜日	14:00まで	無 料	105円	無 料	105円	105円		
	14:00以降	105円	無 料	210円	105円	210円		
日曜日・祝日	終 日	105円	無 料	105円	無 料	210円	105円	210円

(注1) 1月2日及び12月31日は、日曜日・祝日扱いとなります。

(注2) 他金融機関のキャッシュカードには、漁協・MICS提携金融機関及び郵便貯金のキャッシュカードが含まれます。

(注3) 上記手数料には消費税・地方消費税が含まれています。



*Report 2007*

# 資料編 - 1

## 業 績 28～29

### 財務諸表 30～46

貸借対照表	30
損益計算書	31
キャッシュ・フロー計算書	32
平成17年度 貸借対照表脚注	33
平成17年度 損益計算書脚注	37
平成18年度 注記表	38
その他事業収益の内訳	44
経費の内訳	44
剰余金処分計算書	45
確認書	46

### 貯 金 47

科目別貯金平均残高	47
定期貯金残高	47

### 貸 出 金 48～52

科目別貸出金平均残高	48
貸出金の金利条件別内訳残高	48
貸出金の担保別内訳残高	48
債務保証の担保別内訳残高	48
貸出金残高の用途別内訳残高	49
貯貸率・貯証率	49
種類別の貸出金残高	49
受託貸付金の残高	49
リスク管理債権及び 金融再生法開示債権	50
貸倒引当金等の期末残高 及び期中の増減額	52
貸出金償却の額	52

## 有価証券 53～54

種類別有価証券平均残高	53
商品有価証券種類別平均残高	53
有価証券残存期間別残高	53
取得価額又は契約価額、 時価及び評価損益	54

## 為替業務・その他業務 55

内国為替の取扱実績	55
国債等公共債の窓口販売実績	55
公共債の引受額	55

## 主要な経営指標等 56～58

最近5年間の主要な経営指標	56
受取・支払利息の増減額	57
利益率	57
利益総括表	58
資金運用収支の内訳 一職員あたりの 貯金・貸出金残高	58

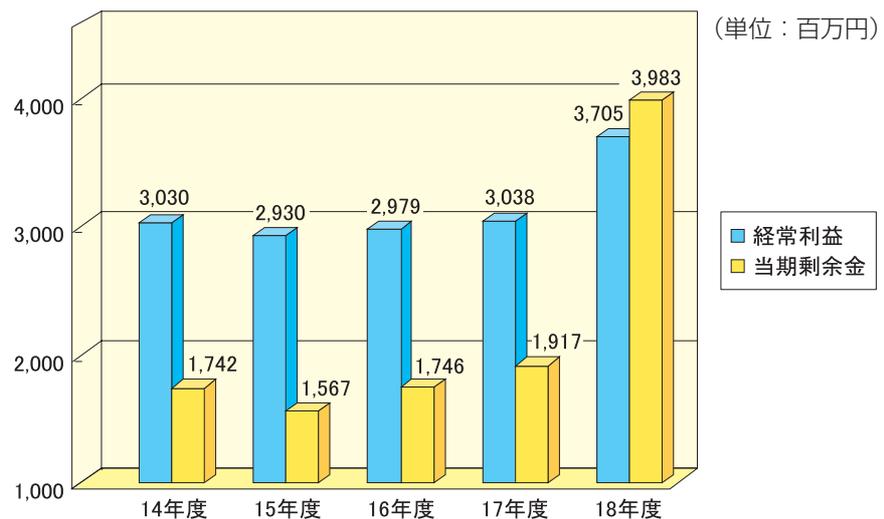
## ■ 金融情勢

金融を取り巻く環境は、資本・業務提携や金融グループ再編のもと、収益力強化と業態を超えた顧客基盤拡充競争へと局面が大きく転換する一方、特に地域金融機関は、地域に密着した中小企業金融の再生に向けた機能強化へ取り組みつつ、収益力の強化やコンプライアンス態勢の強化に加え、新B I S規制導入によるリスク管理の高度化への取り組みを進めております。また、平成18年5月施行の「会社法」を踏まえ、経営の健全性確保に向けた内部統制システムの構築が重要な課題となっております。

平成18年度の業績につきましては、会員J A及び関係機関によるご支援・ご協力のもと、役員一体となって業務に取り組んだ結果、次のとおりとなりました。

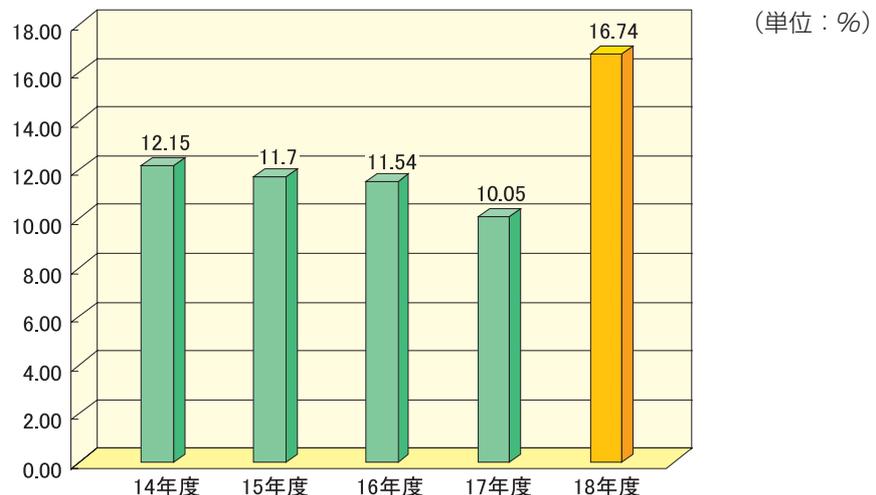
## ■ 損益の状況の推移

効率的運用に努める一方、経費節減に努めるなどの対策を講じた結果、37億5百万円の経常利益を計上いたしました。また、法人税、住民税及び事業税並びに税効果会計による法人税等調整額を考慮したなかで、39億83百万円の当期剰余金を計上いたしました。



## ■ 自己資本比率の推移

会員J Aからの劣後ローンの受入れ並びに着実な内部留保の積み上げにより、新B I S規制における当期末自己資本比率は、16.74%となりました。(J Aバンク自主ルールでは8%以上を義務付けられています。)

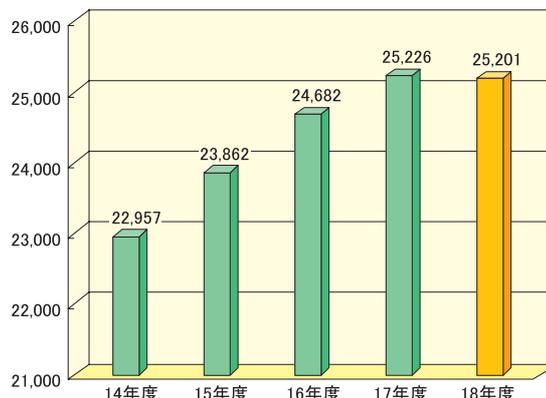


### 過去5年間の残高推移

(単位：億円)

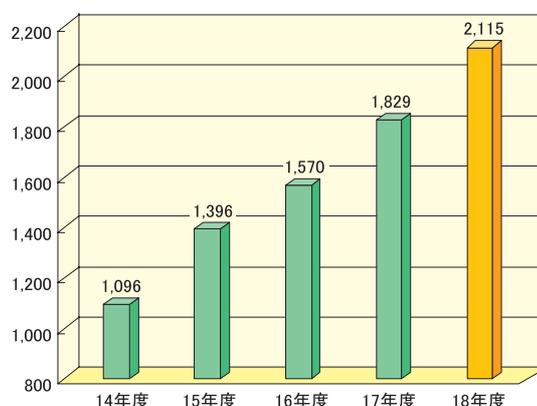
#### 貯金の推移

J Aをはじめとしたお客様の大切な貯金をお預かりした結果、当期末において2兆5,201億円の残高となりました。



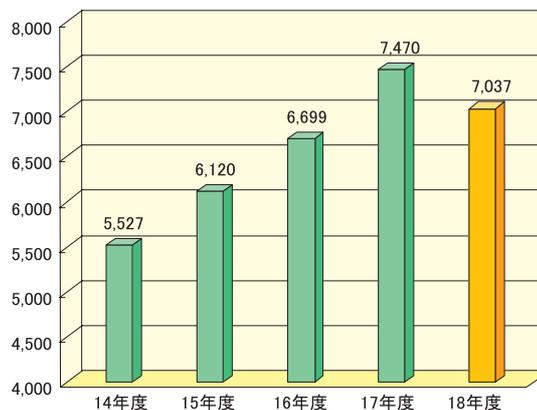
#### 貸出金の推移

担い手向け融資等農業金融への取り組みはもとより、地域金融機関として系統資金の地域還元にも取り組み、県内企業等を中心に積極的な融資活動を展開するとともに、リスク管理の徹底と資産の健全性確保に努めた結果、当期末において2,115億円の残高となりました。



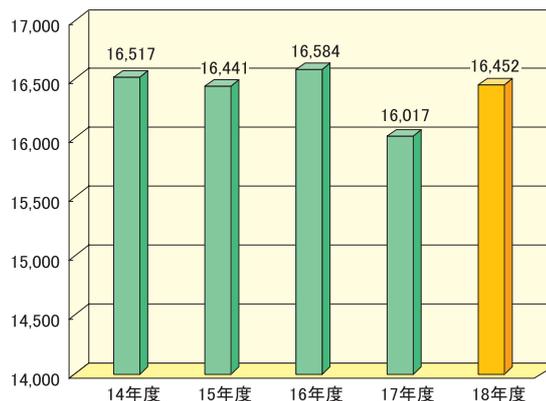
#### 有価証券の推移

国債及び金融債を中心として安全性・収益性・流動性を重視したなかでの長期安定収益確保に向けた運用、並びに株式・受益証券等への分散投資を行うとともに、新B I S規制導入を踏まえた金利リスクの低減化に努めた結果、時価評価後の当期末残高は7,037億円となりました。



#### 預け金の推移

系統預け金を基本とした支払準備金の確保と効率的運用に努めるとともに、系統定期預け金の満期の平準化を実施し、当期末において1兆6,452億円の残高となりました。



## 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	18年3月末	19年3月末	科 目	18年3月末	19年3月末
(資産の部)			(負債の部)		
現金	3,960	3,740	貯金	2,522,656	2,520,108
預け金	1,601,725	1,645,210	当座貯金	18,554	14,711
系統預け金	1,599,582	1,643,273	普通貯金	5,397	5,752
系統外預け金	2,142	1,937	貯蓄貯金	26	26
有価証券	747,032	703,793	通知貯金	1,400	2,500
国債	337,137	328,786	別段貯金	1,281	410
地方債	63,187	60,820	定期貯金	2,495,914	2,496,630
社債	45,808	45,481	定期積金	81	77
株式	6,037	5,278	借用金	0	28,001
外国証券	8,462	2,994	代理業務勘定	145	140
その他証券	286,398	260,430	その他負債	9,087	3,568
貸出金	182,961	211,563	未払費用	1,576	3,254
手形貸付	3,728	3,623	その他	7,510	314
証書貸付	135,876	161,057	諸引当金	6,024	6,132
当座貸越	5,854	6,137	相互援助積立金	2,540	2,644
金融機関貸付	37,502	40,745	賞与引当金	115	115
その他資産	2,998	4,427	退職給付引当金	3,346	3,343
未収収益	2,418	3,720	役員退任慰労引当金	22	28
その他	580	707	債務保証	1,294	1,127
固定資産	7,074	7,004	負債の部合計	2,539,208	2,559,078
業務用固定資産	6,840	—	(資本の部)		
業務外固定資産	234	—	出資金	56,611	—
有形固定資産	—	6,830	(うち後配出資金)	—	—
無形固定資産	—	173	法定準備金	1,850	—
外部出資	51,130	51,127	剰余金	7,621	—
系統出資	—	48,863	任意積立金	1,800	—
系統外出資	—	2,186	特別積立金	1,800	—
子会社等出資	—	78	当期末処分剰余金	5,821	—
繰延税金資産	504	410	うち当期剰余金	1,917	—
債務保証見返	1,294	1,127	株式等評価差額金	△8,717	—
貸倒引当金	△2,106	△2,178	資本の部合計	57,367	—
外部出資等損失引当金	—	△26	負債及び資本の部合計	2,596,576	—
			(純資産の部)		
			出資金	—	56,611
			(うち後配出資金)	—	—
			利益剰余金	—	13,456
			利益準備金	—	2,234
			その他利益剰余金	—	11,222
			特別積立金	—	5,000
			当期末処分剰余金	—	6,222
			(うち当期剰余金)	—	3,983
			会員資本合計	—	70,068
			その他有価証券評価差額金	—	△2,945
			評価・換算差額等合計	—	△2,945
			純資産の部合計	—	67,122
資産の部合計	2,596,576	2,626,200	負債及び純資産の部合計	—	2,626,200

(注) 「農業協同組合法施行規則」(平成17年農林水産省令第27号)別紙様式が「農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令」(農林水産省令第41号 平成18年4月28日)により改正され、平成18年5月1日から施行されたことに伴い、今年度から従来の「資産の部」の固定資産の内訳が「業務用固定資産」及び「業務外固定資産」から「有形固定資産」及び「無形固定資産」に、「資本の部」が「純資産の部」に改正され、「資産の部」の外部出資の内訳に「子会社等出資」が追加されています。

## 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	17年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)	18年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
経常収益	22,348	26,391
資金運用収益	19,951	23,191
（うち貸出金利息）	(1,529)	(2,040)
（うち預金利息）	(11,172)	(13,376)
（うち有価証券利息配当金）	(7,241)	(7,766)
役務取引等収益	252	252
その他事業収益	1,439	1,256
その他経常収益	704	1,690
経常費用	19,309	22,686
資金調達費用	13,950	16,328
（うち貯金利息）	(13,946)	(16,148)
役務取引等費用	27	28
その他事業費用	287	1,851
経費	4,106	4,067
その他経常費用	937	409
（うち貸倒引当金繰入額）	(816)	(171)
（うち貸出金償却）	(7)	(92)
経常利益	3,038	3,705
特別利益	10	631
特別損失	106	36
（うち減損損失）	(105)	(3)
税引前当期利益	2,942	4,300
法人税、住民税及び事業税	1,015	5
法人税等調整額	9	312
当期剰余金	1,917	3,983
前期繰越剰余金	3,904	2,238
当期末処分剰余金	5,821	6,222

# キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	17年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)	18年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益 (△は税引前当期損失)	2,942	4,300
減価償却費	258	207
減損損失	105	3
貸倒引当金の増加額	△ 1,439	71
外部出資等損失引当金の増加額	—	26
退職給付引当金の増加額	20	△ 2
その他の引当金・積立金の増加額	101	109
資金運用収益	△ 19,951	△ 23,191
資金調達費用	13,950	16,328
有価証券関係損益(△)	△ 909	△ 209
外部出資関係損益(△)	△ 1	△ 19
固定資産処分損益(△)	1	△ 567
貸出金の純増(△)減	△ 25,870	△ 28,601
預け金の純増(△)減	25,000	△ 45,000
貯金の純増減(△)	54,387	△ 2,547
借入金 (劣後特約付借入金を除く) の純増減(△)	△ 0	0
その他	473	△ 495
資金運用による収入	19,898	21,889
資金調達による支出	△ 13,917	△ 14,660
小 計	55,049	△ 72,357
法人税等の支払額	△ 479	△ 883
事業活動によるキャッシュ・フロー	54,570	△ 73,240
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 228,267	△ 132,991
有価証券の売却による収入	57,668	110,831
有価証券の償還による収入	84,525	65,216
固定資産の取得による支出	△ 70	△ 388
固定資産の売却による収入	—	816
外部出資の売却等による収入	2	22
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 86,141	43,507
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付借入金の増加による収入	—	28,000
出資の増額による収入	0	1
出資金の払戻しによる支出	△ 0	△ 1
出資配当金の支払額	△ 566	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 566	28,000
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
5 現金及び現金同等物の増加額 (又は減少額)	△ 32,137	△ 1,733
6 現金及び現金同等物の期首残高	120,145	88,008
7 現金及び現金同等物の当期末残高	88,008	86,274

## 平成17年度 貸借対照表脚注

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示し、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。また、取引があるが期末に残高がない勘定科目は「-」で表示しています。
2. 有価証券（外部出資勘定の株式を含む）の評価基準及び評価方法は、「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」（平成11年1月22日企業会計審議会）に基づき、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。
  - ・ 売買目的の有価証券……………時価法（売却原価は移動平均法により算定）
  - ・ 満期保有目的の債券……………定額法による償却原価法
  - ・ 子会社・子法人等株式  
及び関連法人等株式……………取得原価法（売却原価は移動平均法により算定）
  - ・ その他有価証券
    - 時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
    - 時価のないもの……………取得原価法（売却原価は移動平均法により算定）
 なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。
3. 固定資産の減価償却は、それぞれ次の方法により行い、資産から直接減額して計上しています。
  - 建 物 定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法）を採用しています。なお、主な耐用年数は15年～50年です。
  - 動 産 定率法を採用しています。なお、主な耐用年数は5年～15年です。
  - ソフトウェア 自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。
4. 固定資産の減価償却累計額は、4,653百万円です。
5. 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しています。
6. 引当金の計上方法
  - (1) 貸倒引当金
 

貸倒引当金は、「経理規程」に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下なお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権のうち債権の元本の回収及び利息の受け取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることが出来る債権については、当該キャッシュ・フローを当会の貸出シェアで按分した金額と債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しています。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、所管部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引き当てを行っています。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は21,800百万円です。
  - (2) 退職給付引当金
 

退職給付引当金については、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。

(3) 賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しています。

(4) 役員退任慰労引当金

役員退任慰労引当金については、「役員退任慰労金引当規程」に基づき、当事業年度末における要支給額を計上しています。

7. デリバティブ取引の評価は時価法により行っています。

8. 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しています。

9. 貸出金のうち、破綻先債権額はありません。また、延滞債権額は3,491百万円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取り立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金です。

10. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

11. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものです。

12. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は3,491百万円です。

なお、9から12に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

13. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっています。

14. リース契約により使用する重要な固定資産は、貸借対照表に計上した固定資産のほか、リースにより使用している重要な固定資産として電子計算機があり、未経過リース料当年度末残高相当額は、86百万円です。

15. 担保に供している資産は次のとおりです。

担保に供している資産	
系統外定期預け金	1,300百万円
担保資産に対応する債務	
借入金	0百万円

上記のほか、為替決済、公金収納支払事務等に係る担保資産として、系統定期預け金30,000百万円及び有価証券10百万円を差し入れています。

16. 農業協同組合法施行規則第167条第2号に規定する対価を付したことにより増加した純資産の額はありません。

17. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。これらには、有価証券のほか、「外部出資勘定」中の子会社・関連会社等の株式及び非上場株式が含まれています。以下21まで同様です。

売買目的有価証券	
貸借対照表計上額	499百万円
当年度の損益に含まれた評価差額	△ 0百万円

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額	うち益	うち損
地 方 債	3,640百万円	3,583百万円	△ 56百万円	-百万円	56百万円
政府保証債	11,965	11,729	△ 236	-	236
金 融 債	144,110	142,958	△ 1,151	95	1,246
社 債	45,808	45,393	△ 414	282	696
外国証券	6,994	6,896	△ 97	-	97
合 計	212,518	210,562	△ 1,955	377	2,332

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 又は償却原価	貸借対照表 計上額	評価差額	うち益	うち損
株 式 債	4,258百万円	6,037百万円	1,778百万円	1,796百万円	17百万円
国 債	528,152	518,209	△ 9,943	943	10,887
地 方 債	344,895	337,137	△ 7,757	175	7,933
政府保証債	59,661	59,547	△ 114	573	688
金 融 債	114,354	112,455	△ 1,899	194	2,093
外国証券	8,241	8,100	△ 141	-	141
そ の 他	1,000	968	△ 31	-	31
合 計	9,490	9,767	276	385	108
合 計	541,902	534,013	△ 7,888	3,125	11,014

なお、上記評価差額から繰延税金負債828百万円を差し引いた額△8,717百万円が、「株式等評価差額金」に含まれています。

18. 当年度中に売却した満期保有目的の債券は、該当ありません。

19. 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

売却額	売却益	売却損
57,670百万円	1,183百万円	296百万円

20. 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と貸借対照表計上額は、次のとおりです。

内 容	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	
関連法人等株式	78百万円
その他有価証券	
非上場株式（店頭売買株式を除く）	98百万円

21. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額は次のとおりです。

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債 券	55,156百万円	301,743百万円	327,672百万円	46,155百万円
国 債	8,049	113,485	175,342	40,260
地 方 債	-	30,710	30,082	2,394
政府保証債	2,007	12,622	109,790	-
金 融 債	39,600	112,610	-	-
社 債	5,499	27,315	9,493	3,500
外国証券	-	5,000	2,962	-
そ の 他	-	991	3,133	-
合 計	55,156	302,734	330,806	46,155

22. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は次のとおりです。

	前年度	当年度
繰延税金資産		
貸倒引当金超過額（貸出金償却超過額含む）	7,233百万円	7,329百万円
相互援助積立金	756百万円	787百万円
賞与引当金	35百万円	35百万円
退職給付引当金超過額	851百万円	883百万円
経営安定化基金拠出金	141百万円	125百万円
減価償却超過額	136百万円	123百万円
繰延資産償却超過額	226百万円	171百万円
税務上の繰越欠損金	-百万円	-百万円
その他	314百万円	3,505百万円
繰延税金資産小計	9,693百万円	12,962百万円
評価性引当額	△ 8,345百万円	△ 11,520百万円
繰延税金資産合計(A)	1,347百万円	1,442百万円
繰延税金負債		
その他有価証券	2,624百万円	934百万円
その他	3百万円	3百万円
繰延税金負債合計(B)	2,627百万円	937百万円
繰延税金資産の純額(A)-(B)	△ 1,279百万円	504百万円

(△は繰延税金負債の純額)

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

	前年度	当年度
法定実効税率	31.00%	31.00%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.31	0.32
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 1.81	△ 1.87
住民税均等割	0.15	0.15
評価性引当額	12.44	4.95
その他	△ 0.14	0.32
税効果会計適用後の法人税等の負担率	41.95%	34.87%

23. 退職給付に係る事項

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。

なお、退職給付債務・退職給付費用の計上にあたっては、「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」（平成10年6月16日企業会計審議会）に基づき、簡便法により行っています。

(2) 退職給付債務の額、退職給付引当金の額及びその他の退職給付債務に関する事項

退職給付債務の額	3,346百万円
退職給付引当金の額	3,346百万円
退職給付費用の額	240百万円

24. 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金16,382百万円が含まれています。

25. 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、存続組合から将来見込額と示された特例業務負担金額は404百万円です。

26. 固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成14年8月9日）及び（「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日））が、平成17年4月1日以降開始する事業年度から適用されることとなったことに伴い、当年度から同会計基準及び同適用指針を適用しています。

これにより税引前当期利益は105百万円減少しています。

なお、当会においては、減損損失累計額について各資産の金額から直接控除しています。

27. 当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、41,168百万円です。

## 平成17年度 損益計算書脚注

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。
2. 子会社との取引による収益・費用は、該当ありません。
3. 貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金れい入額を相殺した残額を表示しています。その相殺した金額は2,244百万円です。
4. 当年度においては、以下の資産について、減損損失を計上しています。

主な用途	種類	減損損失
業務外資産	土地	105百万円

業務用資産については、キャッシュ・フローの相互補完性及び機能特性等を勘案のうえ一定の単位でグルーピングをしており、業務外資産については各資産毎の単位でグルーピングをしております。

また、業務外資産については帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しています。

当年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であります。正味売却価額は鑑定評価額等に基づき算定しております。

5. (うち預金利息) には、受取奨励金・受取特別配当金が含まれています。
6. (うち貯金利息) には、J A等に対する支払奨励金が含まれています。

## 平成18年度 注記表

### 1. 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示し、金額百万円未満の科目については、「0」で表示しています。また、取引があるが期末に残高がない勘定科目は「-」で表示しています。
- (2) 有価証券(外部出資勘定の株式を含む)の評価基準及び評価方法は、「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(平成11年1月22日企業会計審議会)に基づき、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。
- ① 売買目的の有価証券……………時価法(売却原価は移動平均法により算定)
  - ② 満期保有目的の債券……………定額法による償却原価法
  - ③ 子会社・子法人等株式  
及び関連法人等株式……………取得原価法(売却原価は移動平均法により算定)
  - ④ その他有価証券
    - ・時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
    - ・時価のないもの……………取得原価法(売却原価は移動平均法により算定)
- なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。
- (3) デリバティブ取引の評価は時価法により行っています。
- (4) 有形固定資産の減価償却は、それぞれ次の方法により行い、資産から直接減額して計上しています。
- 建 物 定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法)を採用しています。なお、主な耐用年数は15年～50年です。
  - 動 産 定率法を採用しています。なお、主な耐用年数は5年～15年です。
- (5) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間(5年)に基づいて償却しています。
- (6) 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しています。
- (7) 引当金の計上方法
- ① 貸倒引当金
    - 貸倒引当金は、「経理規程」に則り、次のとおり計上しています。
    - 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という)に係る債権については、以下なお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。
    - また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権のうち債権の元本の回収及び利息の受け取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当会の貸出シェアで按分した金額と債権額から担保の処分見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。
    - 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しています。
    - すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、所管部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引き当てを行っています。
    - なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は21,943百万円です。

- ② 退職給付引当金  
退職給付引当金については、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。
- ③ 賞与引当金  
賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しています。
- ④ 役員退任慰労引当金  
役員退任慰労引当金については、「役員退任慰労金引当規程」に基づき、当事業年度末における要支給額を計上しています。
- ⑤ 外部出資等損失引当金  
外部出資等損失引当金は、外部出資に対する損失に備えるため外部出資先の財務状況等を勘案して必要と認められる額を計上しています。
- (8) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっています。
- (9) 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という）の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しています。
- (10) 「農業協同組合法施行規則」（平成17年農林水産省令第27号）別紙様式が「農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令」（農林水産省令第41号平成18年4月28日）により改正され、平成18年5月1日から施行されたことに伴い、当年度から以下のとおり表示を変更しています。
- ① 「資本の部」は「純資産の部」とし、会員資本、評価・換算差額等に区分のうえ表示しています。なお、当年度末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は67,122百万円であります。
- ② 「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しています。
- ③ 「固定資産」は、「業務用固定資産」及び「業務外固定資産」に区分して表示していましたが、「有形固定資産」及び「無形固定資産」への区分表示へ変更しています。
2. 貸借対照表に関する事項
- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は、3,754百万円です。
- (2) 有形固定資産の圧縮記帳額は18百万円です。
- (3) リース契約により使用する重要な固定資産は、貸借対照表に計上した固定資産のほか、リースにより使用している重要な固定資産として電子計算機があり、未経過リース料年度末残高相当額は、113百万円です。
- (4) 担保に供している資産は次のとおりです。
- |             |          |
|-------------|----------|
| 担保に供している資産  |          |
| 系統外定期預け金    | 1,300百万円 |
| 担保資産に対応する債務 |          |
| 借入金         | 1百万円     |
- 上記のほか、為替決済、公金収納支払事務等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、系統定期預け金30,000百万円、有価証券1,968百万円を差し入れています。
- (5) 子会社等に対する金銭債権の総額は484百万円です。
- (6) 子会社等に対する金銭債務の総額は384百万円です。
- (7) 貸出金のうち、破綻先債権額は1,063百万円、延滞債権額は2,154百万円です。
- なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のからかまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

- (8) 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

- (9) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものです。

- (10) 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は3,218百万円です。

なお、(7)から(10)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

- (11) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、42,727百万円です。

- (12) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金16,382百万円が含まれています。

- (13) 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金28,000百万円が含まれています。

### 3. 損益計算書に関する事項

- |                     |      |
|---------------------|------|
| (1) 子会社等との取引による収益総額 | 4百万円 |
| うち事業取引高             | 4百万円 |
| うち事業取引以外の取引高        | －百万円 |
| (2) 子会社等との取引による費用総額 | 0百万円 |
| うち事業取引高             | 0百万円 |
| うち事業取引以外の取引高        | －百万円 |

- (3) 貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金れい入額を相殺した残額を表示しています。相殺した金額は99百万円です。

- (4) 当年度においては、以下の資産について、減損損失を計上しております。

主な用途	種 類	減損損失
遊休資産	電話加入権他46件	3百万円

遊休資産については帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しています。

当年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額です。

### 4. 有価証券に関する事項

- (1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。これらには、有価証券のほか、「外部出資勘定」中の子会社関連会社等の株式及び非上場株式が含まれています。以下(5)まで同様です。

#### ① 売買目的有価証券

貸借対照表計上額	－百万円
当年度の損益に含まれた評価差額	－百万円

② 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額	うち益	うち損
国 債	46,990百万円	47,075百万円	85百万円	85百万円	-百万円
地 方 債	10,394	10,434	39	77	38
政 保 債	20,806	20,745	△ 61	7	68
金 融 債	134,595	134,239	△ 356	261	618
社 債	45,481	45,303	△ 178	179	358
外国証券	2,994	2,931	△ 63	-	63
合 計	261,264	260,729	△ 535	611	1,146

③ その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 又は償却原価	貸借対照表 計上額	評価差額	うち益	うち損
株 式	4,316百万円	5,278百万円	961百万円	1,023百万円	61百万円
債 券	431,028	427,798	△3,229	1,009	4,238
国 債	284,738	281,796	△2,942	284	3,227
地方債	50,297	50,425	128	415	287
政保債	87,749	87,405	△ 343	308	652
金融債	8,243	8,171	△ 71	-	71
そ の 他	9,518	9,451	△ 66	62	128
合 計	444,863	442,528	△2,334	2,094	4,429

なお、上記評価差額から繰延税金負債611百万円を差し引いた額△2,945百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券は、該当ありません。

(3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

売却額	売却益	売却損
110,840百万円	1,976百万円	1,769百万円

(4) 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と貸借対照表計上額は、次のとおりです。

内 容	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	
関連法人等株式	78百万円
その他有価証券	
非上場株式（店頭売買株式を除く）	95百万円

(5) その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額は次のとおりです。

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債 券	62,371百万円	373,546百万円	216,816百万円	36,328百万円
国 債	25,089	159,358	111,010	33,328
地 方 債	3,588	25,843	31,388	-
政 保 債	1,000	43,784	63,427	-
金 融 債	30,993	111,773	-	-
社 債	1,700	31,786	8,995	3,000
外国証券	-	1,000	1,994	-
そ の 他	-	1,476	2,513	-
合 計	62,371	375,022	219,330	36,328

5. 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。

なお、退職給付債務・退職給付費用の計上にあたっては、「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」(平成10年6月16日企業会計審議会)に基づき、簡便法により行なっています。

② 退職給付債務の額、退職給付引当金の額及びその他の退職給付債務に関する事項

退職給付債務の額	3,343百万円
退職給付引当金の額	3,343百万円
退職給付費用の額	234百万円

(2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。

なお、当事業年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、17百万円となっています。

また、存続組合より示され平成19年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、413百万円となっています。

6. 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は次のとおりです。

	当年度
繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	881百万円
相互援助積立金	819百万円
賞与引当金超過額	35百万円
退職給付引当金超過額	908百万円
減価償却超過額	114百万円
繰延資産償却超過額	115百万円
税法上の繰越欠損金	5,171百万円
前払費用	86百万円
貸出金償却	153百万円
その他	43百万円
繰延税金資産小計	8,330百万円
評価性引当額	△ 7,306百万円
繰延税金資産合計(A)	1,024百万円
繰延税金負債	
その他有価証券	△ 611百万円
その他	△ 3百万円
繰延税金負債合計(B)	△ 614百万円
繰延税金資産の純額(A)+(B)	410百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

	当年度
法定実効税率	31.00%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.19%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 1.54%
住民税均等割等	0.10%
評価性引当額	△22.37%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	7.38%

7. キャッシュ・フロー計算書に関する事項

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金及び通知預け金であります。

## その他事業収益の内訳

(単位：百万円)

項 目	17年度	18年度
受 取 助 成 金	0	0
国 債 等 債 券 売 却 益	835	591
そ の 他 の 事 業 収 益	603	664
そ の 他 事 業 収 益 合 計	1,439	1,256

## 経 費 の 内 訳

(単位：百万円)

項 目	17年度	18年度
人 件 費	1,959	1,953
役 員 報 酬	82	72
給 料 手 当	1,376	1,385
うち賞与引当金繰入額	115	115
福 利 厚 生 費	251	254
退 職 給 付 費 用	240	234
役員退任慰労引当金繰入	8	7
物 件 費	2,055	1,997
事 業 推 進 費	217	240
債 権 管 理 費	4	4
旅 費 交 通 費	16	17
業 務 費	595	574
負 担 金	454	466
施 設 費	751	680
雑 費	15	13
税 金	91	116
経 費 合 計	4,106	4,067

## 剰余金処分計算書

(単位：百万円)

	17年度	18年度
1 当 期 未 処 分 剰 余 金	5,821	6,222
2 剰 余 金 処 分 額	3,583	3,532
(1) 利 益 準 備 金	383	796
(2) 任 意 積 立 金	3,200	2,000
特 別 積 立 金	3,200	2,000
(3) 出 資 配 当 金	—	735
普通出資に対する配当金	—	735
後配出資に対する配当金	—	—
(4) 事 業 分 量 配 当 金	—	—
3 次 期 繰 越 剰 余 金	2,238	2,689

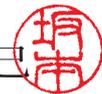
(注) 平成18年度出資金配当率は年1.3%です。

# 確認書

1. 私は平成18年4月1日から平成19年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において関係諸法令に準拠して適正に表示されていることを確認しました。
2. 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。
  - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
  - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
  - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

平成19年7月2日

埼玉県信用農業協同組合連合会  
代表理事理事長 坂本政巳



(注) 財務諸表とは、貸借対照表、損益計算書、注記表、剰余金処分計算書及びキャッシュ・フロー計算書を指しています。

## 科目別貯金平均残高

(単位：百万円,%)

科 目	17年度	18年度	増 減
流動性貯金	30,138 ( 1.2)	33,315 ( 1.3)	3,176
定期性貯金	2,520,191 ( 98.8)	2,511,902 ( 98.6)	△8,288
その他の貯金	847 ( 0.0)	752 ( 0.0)	△95
計	2,551,178 (100.0)	2,545,970 (100.0)	△5,207
譲渡性貯金	— ( —)	— ( —)	—
合 計	2,551,178 (100.0)	2,545,970 (100.0)	△5,207

(注1) 流動性貯金=当座貯金+普通貯金+貯蓄貯金+通知貯金

(注2) 定期性貯金=定期貯金+定期積金

(注3) ( ) 内は構成比です。

## 定期貯金残高

(単位：百万円,%)

	17年度	18年度	増 減
定期貯金	2,495,914 (100.0)	2,496,630 (100.0)	715
うち固定金利定期	2,495,913 (100.0)	2,496,629 (100.0)	715
うち変動金利定期	1 ( 0.0)	1 ( 0.0)	0

(注1) 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

(注2) 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

(注3) ( ) 内は構成比です。

## 科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種 類	17年度	18年度	増 減
手形貸付	5,793	3,712	△2,081
証書貸付	155,607	185,921	30,314
当座貸越	6,351	5,323	△1,027
合 計	167,752	194,957	27,205

## 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円,%)

条 件	17年度	18年度	増 減
固定金利貸出	62,604 ( 34.2)	91,044 ( 43.0)	28,439
変動金利貸出	120,357 ( 65.8)	120,519 ( 57.0)	162
合 計	182,961 (100.0)	211,563 (100.0)	28,601

(注) ( ) 内は構成比です。

## 貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	17年度	18年度	増 減
担 保 計	16,403	15,662	△741
貯金・定期積金等	972	1,578	606
有価証券	585	675	90
動 産	—	—	—
不 動 産	8,752	7,684	△1,067
その他担保物	6,094	5,723	△370
保 証 計	3,942	6,371	2,427
農業信用基金協会保証	516	400	△115
その他保証	3,426	5,970	2,543
信 用	162,614	189,530	26,915
合 計	182,961	211,563	28,601

## 債務保証の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	17年度	18年度	増 減
担 保 計	1,294	1,127	△167
貯金・定期積金等	—	—	—
有価証券	—	—	—
動 産	—	—	—
不 動 産	212	188	△24
その他保証	1,082	939	△143
信 用	—	—	—
合 計	1,294	1,127	△167

(注) その他保証とは、機関保証、個人保証等のことです。

## 貸出金残高の用途別内訳残高

(単位：百万円,%)

種 類	17年度	18年度	増 減
設 備 資 金	27,149 ( 14.8)	22,278 ( 10.5)	△4,870
運 転 資 金	155,812 ( 85.2)	189,285 ( 89.5)	33,472
合 計	182,961 (100.0)	211,563 (100.0)	28,601

(注) ( ) 内は構成比です。

## 貯貸率・貯証率

(単位：%)

区 分	17年度	18年度	増 減	
貯貸率	期 末	7.3	8.4	1.1
	期中平均	6.6	7.7	1.1
貯証率	期 末	29.6	27.9	△1.7
	期中平均	27.2	28.9	1.7

(注1) 貯貸率(期末)=貸出金残高/貯金残高×100

(注2) 貯貸率(期中平均)=貸出金平均残高/貯金平均残高×100

(注3) 貯証率(期末)=有価証券残高/貯金残高×100

(注4) 貯証率(期中平均)=有価証券平均残高/貯金平均残高×100

## 種類別の貸出金残高

(単位：百万円,%)

種 類	17年度	18年度	増 減
農 業	97 ( 0.1)	201 ( 0.1)	103
林 業	— ( —)	— ( —)	—
水 産 業	— ( —)	— ( —)	—
製 造 業	34,264 ( 18.7)	41,347 ( 19.5)	7,082
鉱 業	— ( —)	— ( —)	—
建 設 業	1,642 ( 0.9)	4,376 ( 2.1)	2,733
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	338 ( 0.2)	3 ( 0.0)	△335
運 輸 ・ 通 信 業	20,020 ( 10.9)	19,824 ( 9.4)	△195
卸 売 ・ 小 売 業 ・ 飲 食 店	20,413 ( 11.2)	18,961 ( 9.0)	△1,451
金 融 ・ 保 険 業	55,959 ( 30.6)	67,983 ( 32.1)	12,024
不 動 産 業	10,512 ( 5.7)	11,381 ( 5.4)	868
サ ー ビ ス 業	24,987 ( 13.7)	34,067 ( 16.1)	9,079
地 方 公 共 団 体	6,326 ( 3.5)	5,620 ( 2.7)	△705
そ の 他	8,403 ( 4.6)	7,800 ( 3.7)	△603
合 計	182,961 (100.0)	211,563 (100.0)	28,601

(注) ( ) 内は構成比です。

## 受託貸付金の残高

(単位：百万円)

受 託 先	17年度	18年度	増 減
農林漁業金融公庫	7,157	6,212	△945
住 宅 金 融 公 庫	50,081	46,172	△3,909
国民生活金融公庫	511	477	△34
福 祉 医 療 機 構	67	62	△5
合 計	57,817	52,925	△4,892

## リスク管理債権及び金融再生法開示債権

### ■ 農業協同組合法に基づくリスク管理債権

(単位：百万円)

債権区分	17年度	18年度	増減
破綻先債権	—	1,063	1,063
延滞債権	3,491	2,154	△1,337
3カ月以上延滞債権	—	—	—
貸出条件緩和債権	—	—	—
リスク管理債権合計	3,491	3,218	△273

#### (注1) 破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金をいいます。

#### (注2) 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外の貸出金をいいます。

#### (注3) 3カ月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものをいいます。

#### (注4) 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

### ■ 金融再生法に基づく開示債権

(単位：百万円)

債権区分	17年度	18年度	増減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2,387	2,044	△342
危険債権	1,175	1,245	69
要管理債権	—	—	—
小計	3,563	3,290	△272
正常債権	180,935	209,799	28,864
開示対象債権合計	184,498	213,089	28,591

#### (注1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

#### (注2) 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

#### (注3) 要管理債権

3カ月以上延滞債権で、(注1)及び(注2)に該当しないものと及び貸出条件緩和債権をいいます。

#### (注4) 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題のないものとして、(注1)から(注3)までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）第6条に基づき、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として区分したものです。

## ■ リスク管理債権の保全状況

(単位：百万円,%)

債権区分	債権額 (A)	保 全 額			保全率 (B)/(A)
		担保・保証等	貸倒引当金	合計(B)	
破綻先債権	1,063	1,063	—	1,063	100.0
延滞債権	2,154	568	1,435	2,003	92.99
3カ月以上延滞債権	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	—	—	—	—	—
リスク管理債権合(C)	3,218	1,631	1,435	3,066	95.30
貸出金残高(D)	211,563				
リスク管理債権比率	1.52				

(注1) 担保・保証等の保全額は、自己査定に基づき計算した担保処分可能見込額及び保証により回収可能と認められた額の合計です。

(注2) 貸倒引当金は、リスク管理債権に対して引当計上した金額であり、貸借対照表の残高とは異なります。

(注3) リスク管理債権比率=(C) / (D) × 100

## ■ 金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位：百万円,%)

債権区分	債権額 (A)	保 全 額			保全率 (B)/(A)
		担保・保証等	貸倒引当金	合計(B)	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2,044	1,262	782	2,044	100.0
危険債権	1,245	374	652	1,026	82.42
要管理債権	—	—	—	—	—
小 計 ( C )	3,290	1,636	1,434	3,071	93.34
正 常 債 権	209,799				
合 計 ( D )	213,089				
不良債権比率	1.54				

(注1) 担保・保証等の保全額は、自己査定に基づき計算した担保処分可能見込額及び保証により回収可能と認められた額の合計です。

(注2) 貸倒引当金は、金融再生法開示債権に対して引当計上した金額であり、貸借対照表の残高とは異なります。

(注3) 不良債権比率= (C) / (D) × 100

## ■ 元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況

該当する取引はありません。

## 貸倒引当金等の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	17年度					18年度				
	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	267	708	—	267	708	708	728	—	708	728
個別貸倒引当金	3,277	1,397	2,255	1,021	1,397	1,397	1,449	99	1,298	1,449
合 計	3,545	2,106	2,255	1,289	2,106	2,106	2,178	99	2,006	2,178
埼玉県JAバンク 支 援 制 度 相 互 援 助 積 立 金	2,438	101	—	—	2,540	2,540	103	—	—	2,644

(注) 期中減少額の目的使用とは、償却等による貸倒引当金額の減少をいいます。

## 貸出金償却の額

(単位：百万円)

	17年度	18年度
貸 出 金 償 却 額	7	92

(注) 貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金れい入額を相殺した残額を表示しています。平成18年度に相殺した金額は99百万円です。

## 種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種 類	17年度	18年度	増 減
国 債	296,110	349,068	52,958
地 方 債	60,411	61,947	1,535
社 債	43,331	45,388	2,056
株 式	3,673	4,220	547
外 国 証 券	6,569	5,878	△690
そ の 他 証 券	282,469	268,547	△13,922
合 計	692,566	735,051	42,485

## 商品有価証券種類別平均残高

該当ありません。

## 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の 定めない もの	合 計
17年度								
国 債	7,999	66,107	48,443	69,493	109,873	42,978	—	344,895
地 方 債	—	10,941	19,272	11,133	19,558	2,395	—	63,301
社 債	5,499	11,595	11,596	3,995	5,498	3,500	4,122	45,808
株 式	—	—	—	—	—	—	4,258	4,258
外 国 証 券	—	5,000	—	1,494	2,000	—	—	8,494
その他証券	41,599	61,553	64,681	56,033	58,812	—	5,481	288,162
18年度								
国 債	25,101	104,519	55,097	63,220	48,609	35,179	—	331,728
地 方 債	3,546	23,714	1,787	12,835	18,808	—	—	60,692
社 債	1,700	21,688	10,098	3,996	4,999	3,000	—	45,481
株 式	—	—	—	—	—	—	4,316	4,316
外 国 証 券	—	1,000	—	994	1,000	—	—	2,994
その他証券	31,993	73,714	83,357	31,933	34,408	—	5,504	260,913

(注) 残高については、償却原価を表示しています。

## 取得価額又は契約価額、時価及び評価損益

### I 有価証券

(単位：百万円)

種 類	17年度			18年度		
	取得価額	時 価	評価損益	取得価額	時 価	評価損益
売 買 目 的	500	499	△ 0	—	—	—
満 期 保 有 目 的	212,518	210,562	△ 1,955	261,264	260,729	△ 535
そ の 他	541,902	534,013	△ 7,889	444,863	442,528	△ 2,334
合 計	754,920	745,076	△ 9,844	706,127	703,258	△ 2,869

(注1) 時価は期末日における市場価格等によっています。

(注2) 取得価額は取得原価又は償却原価によっています。

(注3) 売買目的有価証券については、時価を貸借対照表価額とし、評価損益については当期の損益に含めています。

(注4) 満期保有目的の債券については、取得価額を貸借対照表価額として計上しています。

(注5) その他有価証券については時価を貸借対照表価額としています。

### II 金銭の信託

該当ありません。

### III デリバティブ取引等

(単位：百万円)

区 分			17年度			18年度		
			契約額等	時 価	評価損益	契約額等	時 価	評価損益
取 引 所	債券先物	売建	—	—	—	2,697	2,683	14
		買建	—	—	—	—	—	—
合 計			—	—	—	2,697	2,683	14

## 内国為替の取扱実績

(単位：件,百万円)

種 類	17年度		18年度	
	仕 向	被 仕 向	仕 向	被 仕 向
送金・振込為替(件数)	( 666,547)	( 2,893,962)	( 673,669)	( 2,998,256)
金額	1,195,566	1,303,159	1,161,799	1,298,038
代金取立為替(件数)	( 223)	( 2,069)	( 242)	( 1,961)
金額	1,810	5,339	1,754	4,540
雑 為 替(件数)	( 88,734)	( 64,701)	( 62,314)	( 42,876)
金額	83,707	61,379	86,828	63,751

## 国債等公共債の窓口販売実績

(単位：百万円)

種 類	17年度	18年度
国 債	56	443
地 方 債	—	100
政 府 保 証 債	—	—

## 公共債の引受額

(単位：百万円)

種 類	17年度	18年度
国 債	444	—
地 方 債	5,405	7,510
政 府 保 証 債	—	—

## 最近5年間の主要な経営指標

(単位：百万円,人,%)

区 分	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
経 常 収 益	23,952	21,761	22,447	22,348	26,391
経 常 利 益	3,030	2,930	2,979	3,038	3,705
当 期 剰 余 金	1,742	1,567	1,746	1,917	3,983
出 資 金 ( 出 資 口 数 )	56,611 (5,661,180)	56,611 (5,661,175)	56,611 ( 5,661,175)	56,611 ( 5,661,175)	56,611 ( 5,661,175)
資 本 額	73,231	64,684	69,803	57,367	—
純 資 産 額	—	—	—	—	67,122
総 資 産 額	2,380,260	2,460,449	2,549,244	2,596,576	2,626,200
貯 金 等 残 高	2,295,766	2,386,480	2,468,268	2,522,656	2,520,108
貸 出 金 残 高	109,697	139,693	157,091	182,961	211,563
有 価 証 券 残 高	552,719	612,046	669,920	747,032	703,793
剰 余 金 配 当 金 額	566	566	566	—	735
普通出資配当額	566	566	566	—	735
後配出資配当額	—	—	—	—	—
事業分量配当額	—	—	—	—	—
職 員 数	211	205	206	204	198
単 体 自 己 資 本 比 率 ( 旧 基 準 )	12.15	11.70	11.54	10.05	—
単 体 自 己 資 本 比 率 ( 新 基 準 )	—	—	—	—	16.74

(注1) 貯金等残高には、譲渡性貯金が含まれています。

(注2) 「農業協同組合法施行規則」(平成17年農林水産省令第27号)別紙様式が「農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令」(農林水産省令第41号 平成18年4月28日)により改正され、平成18年5月1日から施行されたことに伴い、従来の「資本の部」が今年度から「純資産の部」に改正されたことから、「資本額」と「純資産額」を区分して記載しています。

(注3) 自己資本比率算出基準が改正され、今年度から新基準(金融庁・農林水産省告示第2号農業協同組合等がその健全性を判断するための基準)に基づき算出しています。

## 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項 目	17年度増減額	18年度増減額
受 取 利 息	335	3,240
うち貸出金	△47	510
うち有価証券	△59	524
うち預け金	442	2,205
うちその他	0	0
支 払 利 息	773	2,378
うち貯金・定期積金	769	2,202
うち譲渡性貯金	—	—
うち借入金	0	174
うちその他	3	1
差 し 引 き	△437	862

(注1) 増減額は前年度対比です。

(注2) 預け金には、受取奨励金・受取特別配当金が含まれています。

(注3) 貯金には、JA等に対する支払奨励金が含まれています。

(注4) 支払利息計の増減額は金銭の信託運用見合費用控除後の支払利息額の増減額です。  
なお、金銭の信託はありません。

## 利 益 率

(単位：%)

区 分	17年度	18年度	増 減
総資産経常利益率	0.12	0.14	0.02
純資産経常利益率	4.73	5.61	0.88
総資産当期純利益率	0.07	0.15	0.08
純資産当期純利益率	2.98	6.03	3.05

(注1) 総資産経常利益率＝経常利益/総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

(注2) 純資産経常利益率＝経常利益/純資産勘定平均残高×100

(注3) 総資産当期純利益率＝当期剰余金(税引後) / 総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

(注4) 純資産当期純利益率＝当期剰余金(税引後) / 純資産勘定平均残高×100

## 利益総括表

(単位：百万円,%)

区 分	17年度	18年度	増 減
資金運用収支	6,000	6,862	862
役員取引等収支	225	224	△1
その他事業収支	1,152	△594	△1,746
事業粗利益 (事業粗利益率)	7,378 ( 0.29)	6,492 ( 0.25)	△885 ( △0.04)
業務純益	2,831	2,404	△427

(注1) 資金運用収支=資金運用収益-(資金調達費用-金銭の信託運用見合費用)

(注2) 役員取引等収支=役員取引等収益-役員取引等費用

(注3) その他事業収支=その他事業収益-その他事業費用

(注4) 事業粗利益=資金運用収支+役員取引等収支+その他事業収支

(注5) 事業粗利益率=事業粗利益/資金運用勘定平均残高×100

## 資金運用収支の内訳

(単位：百万円,%)

区 分	17年度			18年度		
	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資金運用勘定	2,568,741	19,951	0.78	2,574,319	23,191	0.90
うち預け金	1,707,914	11,172	0.65	1,643,833	13,377	0.81
うち有価証券	692,566	7,241	1.05	735,051	7,766	1.06
うち貸出金	167,752	1,529	0.91	194,957	2,040	1.05
資金調達勘定	2,551,532	13,950	0.55	2,560,819	16,328	0.64
うち貯金・定期積金	2,551,178	13,946	0.55	2,545,970	16,148	0.63
うち譲渡性貯金	0	0	—	0	0	—
うち借入金	1	0	1.87	14,423	174	1.21
総資金利ざや	—		0.07	—		0.11

(注1) 総資金利ざや=資金運用利回り-資金調達原価率

資金調達原価率=(資金調達費用(貯金利息+譲渡性貯金利息+売現先利息+債券貸借取引支払利息+借入金利息+金利スワップ支払利息+その他支払利息(支払雑利息等))+経費-金銭の信託運用見合費用)/(貯金+譲渡性貯金+売現先勘定+債券貸借取引受入担保金+借入金+その他(貸付留保金、従業員預り金等)-金銭の信託運用見合額)×100

(注2) 資金運用勘定の「うち預け金」の利息には、受取奨励金及び受取特別配当金が含まれています。

(注3) 資金調達勘定の「うち貯金・定期積金」の利息には、支払奨励金が含まれています。

(注4) 資金調達勘定計の平均残高及び利息は金銭の信託運用見合額及び金銭の信託運用見合費用を控除しています。

## 一職員あたりの貯金・貸出金残高

(単位：百万円)

区 分	17年度	18年度	増 減
一職員あたりの貯金残高	12,365	12,727	361
一職員あたりの貸出金残高	896	1,068	171

# 資料編 - 2

## 自己資本の状況 60~64

自己資本比率の状況	60
経営の健全性の確保と自己資本の充実	60
自己資本の構成（旧基準）	61
自己資本の構成（新基準）	62
※ 自己資本の充実度	63

## 信用リスクに関する事項 65~69

標準的手法に関する事項	65
※ 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及び主な種類別の内訳	65
三月以上延滞エクスポージャーの期末残高	67
貸倒引当金の期末残高及び期中増減額	68
業種別の貸出金償却の額	69
※ リスク・ウェイト区分ごとの信用リスク削減効果勘案後の残高等	69

## 信用リスク削減手法に関する事項 70~71

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	70
※ 標準的手法において信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	71

## 派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項 72~73

派生商品取引及び長期決済取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	72
※ 派生商品取引及び長期決済期間取引の状況	72
※ 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ	73
※ 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額	73

## 証券化エクスポージャーに関する事項 74

## オペレーショナル・リスクに関する事項 74

オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称	74
------------------------------	----

## 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項 75~76

出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	75
出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価	76
出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益	76
貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額 （その他有価証券の評価損益等）	76
貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 （子会社・関連会社株式の評価損益等）	76

## 金利リスクに関する事項 77

金利リスクの算定方法の概要	77
※ 金利リスクに関して当社が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済価値の増減	77

### ◇留意点◇

項目の先頭に「※」印が表示されている本開示項目は、平成18年度以降適用される新自己資本比率規制に対応しているため、平成17年度の計数を算定しておりません。

## 自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、新BIS規制を踏まえたなかで、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。

内部留保の増加に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、平成19年3月末における自己資本比率は、16.74%となりました。

## 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は会員からの普通出資調達のほか、補完的項目に算入可能な劣後ローンの借入れを実施しております。

■ 普通出資による資本調達額	566億円	(平成17年度 566億円)
■ 劣後ローンによる借入	280億円	(平成17年度 ー 円)

当会では、将来的な信用リスクや金利リスクの増加に備え、安定的な自己資本比率の維持に努めるため、「自己資本増強計画」に基づき、平成18年度から3カ年間で約500億円の拡充を予定しており、平成19、20年度には、それぞれの年度において100億円の後配出資による調達を予定しております。

### ■ 年度別増強計画

年 度	18年度	19年度	20年度
調達額	280億円	100億円	100億円
調達方法	劣後ローン	後配出資	後配出資

※劣後ローン並びに後配出資合計480億円との差額は、当会の内部留保によります。

なお、自己資本比率の算出にあたっては、新規制に基づき平成18年度より「自己資本比率算出要領」及び「自己資本比率算出事務手続」を新たに制定し、信用リスク・アセット額の算出に標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出は基礎的手法を採用したなかで、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。

また、これに基づき、当会における信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した自己資本の維持に努めています。

## 自己資本の構成 (旧基準)

(単位:百万円, %)

項 目	17年度	18年度	項 目	17年度	18年度
(自 己 資 本)			自己資本総額 (A+B) (C)	60,615	-
出 資 金	56,611	-	他の金融機関の資本調達手段 の意図的な保有相当額	-	-
うち 後 配 出 資 金	-	-	負債性資本調達手段及びこ れに準ずるもの	-	-
うち 回 転 出 資 金	-	-	期限付劣後債務及びこれら に準ずるもの	-	-
再 評 価 積 立 金	-	-	控 除 項 目 不 算 入 額	-	-
資 本 準 備 金	-	-	控 除 項 目 計 (D)	-	-
利 益 準 備 金	2,234	-	自 己 資 本 額 (C-D) (E)	60,615	-
任 意 積 立 金	5,000	-			
次 期 繰 越 剰 余 金	2,238	-	資 産 (オ ン ・ バ ラ ン ス) 項 目	600,473	-
その他有価証券の評価差損	△ 8,717	-	オ フ ・ バ ラ ン ス 取 引 項 目	2,157	-
処 分 未 済 持 分	-	-	リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等 計 (F)	602,631	-
営 業 権 相 当 額	-	-			
基 本 的 項 目 (A)	57,367	-			
土地の再評価額と再評価直前 の帳簿価額の差額の45%に相 当する額	-	-			
一 般 貸 倒 引 当 金	708	-			
相 互 援 助 積 立 金	2,540	-			
負 債 性 資 本 調 達 手 段	-	-			
負 債 性 資 本 調 達 手 段	-	-			
期 限 付 劣 後 債 務	-	-			
補 完 的 項 目 不 算 入 額	-	-	Tier1 比 率 (A/F)	9.51%	-
補 完 的 項 目 (B)	3,248	-	自 己 資 本 比 率 (E/F)	10.05%	-

(注1)本開示項目については、平成17年度と平成18年度の算出基準が異なるため『自己資本の構成』を旧基準と新基準とに分けて記載しております。

なお、『自己資本の構成 (新基準)』については、次頁に記載しております。

(注2)農協法第11条の2の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しております。

なお、当会は国内基準を採用しています。

## 自己資本の構成（新基準）

（単位：百万円，％）

項 目	17年度	18年度	項 目	17年度	18年度
出 資 金	-	56,611	他の金融機関の資本調達手段の 意図的な保有相当額	-	-
うち 後 配 出 資 金	-	-	負債性資本調達手段及びこれ に準ずるもの	-	-
回 転 出 資 金	-	-	期限付劣後債務及びこれに準 ずるもの	-	-
再 評 価 積 立 金	-	-	非同時決済取引に係る控除額及 び信用リスク削減手法として用い る保証又はクレジット・デリバティブ の免責額に係る控除額	-	-
資 本 準 備 金	-	-	基本的項目からの控除分を除く、 自己資本控除とされる証券化工 クスポージャー及び信用補充機能 を持つ/オストリップス(告示第223 条を準用する場合を含む。)	-	-
利 益 準 備 金	-	3,030	控 除 項 目 不 算 入 額	-	-
特 別 積 立 金	-	7,000	控 除 項 目 計 ( D )	-	-
			自 己 資 本 額 ( C - D ) ( E )	-	97,759
次 期 繰 越 剰 余 金	-	2,689	資 産 ( オ ン ・ バ ラ ン ス ) 項 目	-	569,210
処 分 未 済 持 分	-	-	オ フ ・ バ ラ ン ス 取 引 等 項 目	-	1,092
その他有価証券の評価差損	-	△ 2,945	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額	-	13,570
営 業 権 相 当 額	-	-	リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等 計 ( F )	-	583,874
企業結合により計上される 無形固定資産相当額	-	-	Tier1 比 率 ( A / F )	-	11.37%
証券化取引により増加した 自己資本に相当する額	-	-	自 己 資 本 比 率 ( E / F )	-	16.74%
基 本 的 項 目 計 ( A )	-	66,386			
土地の再評価額と再評価の直前 の帳簿価額の差額の45%相当額	-	-			
一 般 貸 倒 引 当 金	-	728			
相 互 援 助 積 立 金	-	2,644			
負 債 性 資 本 調 達 手 段 等	-	28,000			
負 債 性 資 本 調 達 手 段	-	0			
期 限 付 劣 後 債 務	-	28,000			
補 完 的 項 目 不 算 入 額	-	-			
補 完 的 項 目 計 ( B )	-	31,372			
自 己 資 本 総 額 ( A + B ) ( C )	-	97,759			

(注1)本開示項目については、平成17年度と平成18年度の算出基準が異なるため『自己資本の構成』を旧基準と新基準とに分けて記載しております。

なお、『自己資本の構成（旧基準）』については、前頁に記載しております。

(注2)農協法第11条の2の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しております。なお、当会は国内基準を採用しています。

(注3)当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役員取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用費用を加算して算出しています。

## 自己資本の充実度

### 信用リスクに対する所要自己資本の額及びポートフォリオごとの額

(単位:百万円)

信用リスク・アセット (標準的手法)	17年度			18年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
我が国の中央政府及び 中央銀行向け	—	—	—	329,030	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	65,095	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	123,304	1,537	61
地方三公社向け	—	—	—	1,146	—	—
金融機関及び証券会社向け	—	—	—	1,854,615	387,000	15,480
法人等向け	—	—	—	172,661	111,320	4,452
中小企業等向け及び 個人向け	—	—	—	249	161	6
抵当権付住宅ローン	—	—	—	899	314	12
不動産取得等事業向け	—	—	—	838	838	33
三月以上延滞等	—	—	—	1,419	620	24
信用保証協会等及び 株式会社産業再生機構 による保証付	—	—	—	504	49	1
出資等	—	—	—	55,382	55,382	2,215
複数の資産を裏付とする 資産(所謂ファンド)のうち、 個々の資産の把握が困難 な資産	—	—	—	10,895	4,491	179
証券化	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	—	—	12,432	8,585	343
合計	—	—	—	2,628,476	570,303	22,812

- (注1)「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
- (注2)「リスク・アセット額」には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- (注3)「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び証券会社向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- (注4)「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
- (注5)「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

## ■ オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額

(単位:百万円)

オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本額	17年度		18年度	
	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除した額 a	所要自己資本額 b=a×4%	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除した額 a	所要自己資本額 b=a×4%
	—	—	13,570	542

(注)オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除した額の算出方法（基礎的手法）＞  

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

## ■ 単体自己資本比率の分母の額に4%を乗じた額

(単位:百万円)

所要自己資本額	17年度		18年度	
	リスク・アセット(分母)合計 a	所要自己資本額 b=a×4%	リスク・アセット(分母)合計 a	所要自己資本額 b=a×4%
	—	—	583,874	23,354

## 標準的手法に関する事項

当会では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しており、資産の額、オフ・バランス取引、派生商品取引及び長期決済取引にかかる与信相当額、未決済取引の約定額を規定するエクスポージャーに区分し、エクスポージャーに対応するリスク・ウェイトに従い信用リスク・アセット額を算出しております。

また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

- ① リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター（R & I）
株式会社日本格付研究所（J C R）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（M o o d y ' s）
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ（S & P）
フィッチレーティングスリミテッド（F i t c h）

- ② リスク・ウェイトの判定に当たり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付又はカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府及び中央銀行		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー（長期）	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー（短期）	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

## 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及び主な種類別の内訳

### ■ 期末残高及び平均残高別

（単位：百万円）

	17年度				18年度			
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ
信用リスク期末残高計	—	—	—	—	2,628,476	214,169	689,155	—
信用リスク平均残高計	—	—	—	—	—	—	—	—

（注1）本開示項目は、平成18年度以降適用される新自己資本比率規制に対応しているため、「信用リスク平均残高計」の計数を算定しておりません。

（注2）「信用リスクに関するエクスポージャーの残高」には、資産（自己資本控除となるもの、派生商品取引によるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

（注3）「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。

なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。

（注4）「店頭デリバティブ」とは、株式や金利、為替などの通常の取引から派生した比較的小さな金額で仮想的に大きな原資産を取引する金融商品取引のうち、金融機関や証券会社の店頭において相対で行われる取引のことです。

## ■ 地域・業種及び残存期間別

(単位:百万円)

地域別		17年度				18年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	
地域別	国内	-	-	-	-	2,625,478	214,169	686,156	-	
	国外	-	-	-	-	2,998	-	2,998	-	
業種別	法人	農業	-	-	-	171	171	-	-	
		林業	-	-	-	-	-	-	-	
		水産業	-	-	-	-	-	-	-	
		製造業	-	-	-	-	41,031	34,222	4,702	-
		鉱業	-	-	-	-	5,430	5,430	-	-
		建設・不動産業	-	-	-	-	19,365	17,083	1,997	-
		電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	18,370	-	18,239	-
		運輸・通信業	-	-	-	-	28,211	21,624	6,238	-
		金融・保険業	-	-	-	-	1,981,462	67,765	266,341	-
		卸売・小売・飲食・サービス業	-	-	-	-	60,989	58,398	2,002	-
		日本国政府・地方公共団体	-	-	-	-	395,480	5,847	389,632	-
		その他	-	-	-	-	-	-	-	-
	個人	-	-	-	-	3,626	3,626	-	-	
その他	-	-	-	-	74,336	-	-	-		
残存期間別	1年以下	-	-	-	-	1,791,668	127,772	62,375	-	
	1年超3年以下	-	-	-	-	304,043	38,834	220,170	-	
	3年超5年以下	-	-	-	-	173,649	24,468	149,181	-	
	5年超7年以下	-	-	-	-	116,894	6,991	109,903	-	
	7年超10年以下	-	-	-	-	113,392	6,387	107,004	-	
	10年超	-	-	-	-	40,162	3,759	36,402	-	
	期限の定めのないもの	-	-	-	-	88,665	5,956	4,117	-	
合計	-	-	-	-	2,628,476	214,169	689,155	-		

(注1)「信用リスクに関するエクスポージャーの残高」には、資産（自己資本控除となるもの、派生商品取引によるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

(注2)「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。

なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。

(注3)「店頭デリバティブ」とは、株式や金利、為替などの通常の取引から派生した比較的小さな金額で仮想的に大きな原資産を取引する金融商品取引のうち、金融機関や証券会社の店頭において相対で行われる取引のことです。

(注4)「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

## 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

### ■ 地域及び業種別

(単位:百万円)

		17年度	18年度	
地域別	国内	—	1,419	
	国外	—	—	
業種別	法人	農業	—	
		林業	—	
		水産業	—	
		製造業	—	
		鉱業	—	
		建設・不動産業	—	1,063
		電気・ガス・熱供給・水道業	—	
		運輸・通信業	—	
		金融・保険業	—	
		卸売・小売・飲食・サービス業	—	
		その他	—	
	個人	—	355	
合計		—	1,419	

(注1)「三月以上延滞エクスポージャー」には、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーのほか、「金融機関及び証券会社向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャー（平成18年度は該当なし）を含んでいます。

(注2)平成17年度の該当はありません。

## 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

### 種類別

(単位:百万円)

	17年度					18年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	267	708	—	267	708	708	728	—	708	728
個別貸倒引当金	3,277	1,397	2,255	1,021	1,397	1,397	1,449	99	1,298	1,449

### 地域及び業種別

(単位:百万円)

地域別		17年度					18年度					
		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	
				目的使用	その他				目的使用	その他		
国内		3,277	1,397	2,255	1,021	1,397	1,397	1,449	99	1,298	1,449	
国外		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
業種別	法人	農業	100	92	—	100	92	92	83	—	92	83
		林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		建設・不動産業	2,427	654	2,164	262	654	654	600	15	639	600
		電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		運輸・通信業	547	516	—	547	516	516	549	—	516	549
		金融・保険業	2	1	—	2	1	1	3	—	1	3
		卸売・小売・飲食・サービス業	21	32	11	9	32	32	30	—	32	30
その他	62	8	29	32	8	8	—	—	8	—		
個人		115	92	50	65	92	92	182	84	7	182	
合計		3,277	1,397	2,255	1,021	1,397	1,397	1,449	99	1,298	1,449	

(注)一般貸倒引当金については、業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

## 業種別の貸出金償却の額

(単位:百万円)

		17年度	18年度
法人	農業	3	0
	林業	—	—
	水産業	—	—
	製造業	29	—
	鉱業	—	—
	建設・不動産業	2,168	15
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
	運輸・通信業	—	—
	金融・保険業	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	92
	その他	—	—
個人	50	84	
合計		2,251	192

(注)既に個別貸倒引当金を引き当てていた債権であっても、償却と引当金れい入を相殺した額ではなく、実際に償却処理した額を表示しています。

## リスク・ウェイト区分ごとの信用リスク削減効果勘案後の残高等

(単位:百万円)

		17年度			18年度		
		格付有り	格付無し	計	格付有り	格付無し	計
信用リスク削減効果勘案後残高	0%	—	—	—	—	510,639	510,639
	10%	—	—	—	—	15,871	15,871
	20%	—	—	—	34,871	1,832,358	1,867,229
	35%	—	—	—	—	899	899
	50%	—	—	—	60,605	1,419	62,024
	75%	—	—	—	—	219	219
	100%	—	—	—	37,981	122,664	160,646
	150%	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	10,945	10,945
自己資本控除		—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	133,458	2,495,018	2,628,476

## 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

なお、当手法については、平成18年度以降適用される新基準に対応しているため、平成17年度の計数には利用しておりません。

信用リスク削減手法として、1. 適格金融資産担保、2. 貸出金と当会貯金の相殺、3. 保証を適用しています。

### 1. 適格金融資産担保

適格金融資産担保取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部又は一部が、取引相手又は取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。

適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

※ 担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。

なお、主な担保の種類は当会貯金等です。

### 2. 貸出金と当会貯金の相殺

貸出金と当会貯金の相殺については、(1) 取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と当会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、(2) 同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と当会貯金をいずれの時点においても特定することができること、(3) 当会貯金が継続されないリスクが、監視及び管理されていること、(4) 貸出金と当会貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と当会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

### 3. 保証

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、本邦地方公共団体、本邦政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関又は証券会社、これら以外の主体で長期格付がA-又はA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

## 標準的手法において信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

	17年度			18年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	107,929	—
地方三公社向け	—	—	—	—	1,146	—
金融機関及び証券会社向け	—	—	—	52	—	—
法人等向け	—	—	—	25	743	—
中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	—	—	—
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	78	109,820	—

- (注1)「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
- (注2)「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び証券会社向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- (注3)「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
- (注4)「その他」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。
- (注5)「クレジット・デリバティブ」とは、信用リスクをヘッジ（回避・低減）するために、債務者である会社等の信用力を指標に将来受け渡す損益を決める取引です。

## 派生商品取引及び長期決済取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「派生商品取引」とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品(原資産)の価格に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップ等）にかかる取引です。

「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡し又は決済を行う取引であって、約定日から受渡日（決済日）までの期間が5営業日又は市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡し又は資金の支払いを行う取引です。

当会では、派生商品取引及び長期決済期間取引に関しては、お客様を対象とした取引を実施していないことから当商品に関わるリスク管理の方針及び手続は管理しておりません。

なお、記載している情報は、当会がリスク分散投資として保有している受益証券のうち、派生商品を投資対象として組み込まれていることから内容を記載しています。

## 派生商品取引及び長期決済期間取引の状況

	17年度	18年度
与信相当額の算出に用いる方式	—	カレント・エクスポージャー方式

17年度 (単位:百万円)

	gross再構築コストの額	信用リスク削減効果勘案前の与信相当額	担保			信用リスク削減効果勘案後の与信相当額
			現金・自会貯金	債券	その他	
(1)外国為替関連取引	—	—	—	—	—	—
(2)金利関連取引	—	—	—	—	—	—
(3)金関連取引	—	—	—	—	—	—
(4)株式関連取引	—	—	—	—	—	—
(5)貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—	—	—
(6)その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—
(7)クレジット・デリバティブ	—	—	—	—	—	—
派生商品合計	—	—	—	—	—	—
長期決済期間取引	—	—	—	—	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(▲)		—				—
合計	—	—	—	—	—	—

18年度 (単位:百万円)

	gross再構築コストの額	信用リスク削減効果勘案前の与信相当額	担保			信用リスク削減効果勘案後の与信相当額
			現金・自会貯金	債券	その他	
(1)外国為替関連取引	4	36	—	—	—	36
(2)金利関連取引	31	58	—	—	—	58
(3)金関連取引	—	—	—	—	—	—
(4)株式関連取引	—	—	—	—	—	—
(5)貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—	—	—
(6)その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—
(7)クレジット・デリバティブ	0	2	—	—	—	2
派生商品合計	36	97	—	—	—	97
長期決済期間取引	—	—	—	—	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(▲)		—				—
合計	36	97	—	—	—	97

(注1)「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引及び長期決済期間取引を時価評価することにより算出する再構築コスト（同一の取引を取引の相手方において取引の継続的履行が不可能となったような場合に、同一の取引を市場で再構成する場合に必要なコスト）に当該取引の想定元本（取引にかかる利息等を計算するための名目の元本）に取引内容や期間に応じた一定の掛目を乗じて算出される金額を加算することで与信相当額を算出する方法のことで、

(注2)「クレジット・デリバティブ」とは、信用リスクをヘッジ（回避・低減）するために、債務者である会社等の信用力を指標に将来受け渡す損益を決める取引です。

(注3)派生商品等取引については、法的に有効な相対ネットティング契約は行っておりません。

## 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

(単位:百万円)

	17年度		18年度	
	プロテクションの購入	プロテクションの提供	プロテクションの購入	プロテクションの提供
想定元本額	—	—	—	—
種類1	—	—	該当する取引は、ありません。	—
種類2	—	—		—
種類3	—	—		—

(注1)「クレジット・デリバティブ」とは、信用リスクをヘッジ(回避・低減)するために、債務者である会社等の信用力を指標に将来受け渡す損益を決める取引です。

(注2)「プロテクションの購入」とは、クレジット・デリバティブ取引において信用リスクをヘッジ(回避・低減)するための取引、「プロテクションの提供」とは、保証を与える取引を指します。

(注3)「想定元本」とは、投資元本がない金融派生商品取引において、金利計算等を行うための名目上の元本のことです。

## 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

(単位:百万円)

	17年度	18年度
想定元本額	—	該当する取引は、ありません。

## 証券化エクスポージャーに関する事項

REPORT 2007

該当する取引はありません。

## オペレーショナル・リスクに関する事項

REPORT 2007

### オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当会では、バーゼル銀行監督委員会による新B I S規制（バーゼルⅡ）において、自己資本規制の枠組みに使用するオペレーショナル・リスク相当額の算出については、基礎的手法(※)を採用しています。

なお、当手法については、平成18年度以降適用される新基準に対応しているため、平成17年度の計数には利用していません。

#### <基礎的手法>

基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役務取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用費用を加算して算出します。

## 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等又は株式等」とは、貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当会においては、これらを外部出資勘定のうち 1. 系統及び系統外出資、2. 子会社等出資に区分し、有価証券勘定は、3. 株式として管理しております。

### 1. 系統及び系統外出資

系統出資については、経営状況を確認し、その有効性を検証するとともに、出資後は会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた財務健全化を求めており、系統外出資についても、資産の自己査定により諸引当金の適正な計上を図っております。

### 2. 子会社等出資

子会社等出資については、経営上も密接な連携を図ることにより、当会の事業のより効率的な運営を目的とした株式を保有しています。これらの会社の経営については、子会社等に対する管理の適正化を図ることを目的に制定した「子会社管理規程」に基づき、適切な業況把握に努めています。

### 3. 株式

運用としての株式については、保有目的区分を「その他有価証券」に区分し、中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、「市場関連リスク管理要領」に基づき、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況などを考慮し、理事会で限度額等年間の運用方針を定めるとともに経営層で構成する資金運用会議を定期的で開催して、具体的な運用方法を決定しております。また、定期的に評価損益等の状況をリスク管理委員会に報告しております。

なお、これらの出資等又は株式等の評価等については、一般に公正妥当と認められる会計基準に則り適正に記録・計算し処理し、1. 系統及び系統外出資、及び2. 子会社等出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を、3. 株式については時価評価を行ったうえで、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。

また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

## 出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

	17年度		18年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	6,037	6,037	5,278	5,278
非上場	51,130	51,130	51,127	51,127
合計	57,168	57,168	56,405	56,405

## 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位:百万円)

	17年度			18年度		
	売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
上場	110	9	—	1,127	—	—
非上場	—	—	—	19	—	—
合計	110	9	—	1,146	—	—

## 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額（その他有価証券の評価損益等）

(単位:百万円)

	17年度		18年度	
	評価益	評価損	評価益	評価損
上場	1,796	17	1,023	61
非上場	—	—	—	—
合計	1,796	17	1,023	61

## 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

(単位:百万円)

	17年度		18年度	
	評価益	評価損	評価益	評価損
上場	—	—	—	—
非上場	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

## 金利リスクの算定方法の概要

当会では、現在価値が金利感応性を持つすべての資産・負債・オフバランスを金利リスクの計算対象としています。

実際の算定方法としては、期間ごとの金利の1年前との変化幅のデータを最低5年分収集し、小さい方（マイナス）から大きい方へ並べて、データ数の1%目・99%目の値（※1パーセンタイル値・99パーセンタイル値）の経済価値の低下額の大きい値（%）が上下に変動した時に受ける金利リスク量を算出しています。

なお、当手法については、平成18年度以降適用される新基準に対応しているため、平成17年度の計数には利用しておりません。

### <1パーセンタイル値・99パーセンタイル値>

保有期間1年、最低5年の観測期間で計測される金利変動の1パーセンタイル値・99パーセンタイル値とは、各グリッド（期間ごと）の金利の1年前との変化幅のデータを最低5年分収集し、小さい方（マイナス）から大きい方へ並べて、データ数の1%目・99%目の値のことです。（例えば、過去5年分のデータ数が1,200個とすると小さい方から12番目（ $1,200 \times 1\%$ ）の値、または1,188番目（ $1,200 \times 99\%$ ）の値のことです。）

要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される要求払貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、当会では、普通貯金等の額における過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた金額を0～5年の期間に均等に振り分けて（平均残存2.5年）リスク量を算定しています。

金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。

$$\text{金利リスク} = \text{運用勘定の金利リスク量} + \text{調達勘定の金利リスク量} \quad (\blacktriangle)$$

## 金利リスクに関して当会が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済価値の増減

(単位:百万円)

	17年度	18年度
当会が内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	—	25,573

(注)金利上昇時における経済価値の損失額を表示しています。

# グループ情報

## グループ情報

REPORT 2007

### グループの事業系統図

## 埼玉県信用農業協同組合連合会

### (株)埼玉県農協総合情報センター

- J A 及び連合会の電子計算機処理システムの研究開発と提供
- J A 及び連合会の電子計算機による事務処理の受託
- J A 及び連合会の経営諸統計資料の作成と提供
- 上記に付帯する一切の業務

### 子会社等の状況

(単位：百万円、%)

会社名	主たる営業所 又は 事務所の所在地	事業の内容	設立年月日	資本金 又は 出資金	当会議決権 比率	当会及び他の子 会社等の議決権 比率
(株)埼玉県農協総合 情報センター	さいたま市浦和区 高砂3丁目12番30 号	電算機のオペレーション及 び管理並びに総合情報シス テム関連事項	昭和52年 6月29日	200	39	39

### 子会社等の事業概況

#### ■ (株)埼玉県農協総合情報センター

「J A グループさいたま」情報化基本構想（平成17年度～平成19年度）に基づく「中期経営計画」により、次の重点実施事項に取り組みました。

- 信用事業関係、共済事業関係  
システム基盤のバージョンアップに係る業務システム変更・検証作業及びシステム対応
- 経済事業関係  
購買事業システム並びに販売事業システムにおけるバージョンアップとサブシステムの移行
- 管理業務関係  
コンパス J A システムのバージョンアップに係る業務システム変更・検証作業及びマニュアル改定
- システム基盤・運用管理関係  
システムの安全運用を最優先としたシステム保守・保全体制の強化と O S 及びミドルウェア等のバージョンアップ対応
- 統合ネットワークの更新と情報セキュリティ対策の実施

また、事業の効率化及び経費節減等に努めた結果、当期純利益 39 百万円を計上いたしました。



**JAバンク埼玉県信連は、  
ホームページを開設しています。  
積極的なアクセスをお待ちしております。**



ホームページを開設以来、皆様方よりたくさんのアクセスをいただき、特に、皆様方からのご意見やご感想には、とても感謝しております。

ホームページには、当会の情報はもちろんのこと、各種金融商品の最新情報を載せております。

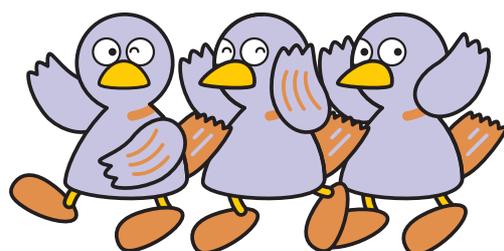
今後とも、身近な地域金融機関として努力してまいりますので、引き続きご支援・ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

<http://www.jabank-saitama.or.jp>

Japan Agricultural Cooperatives

あなたの近くの大きな安心

 **JAバンク埼玉**



埼玉県のマスコット **コバトン**

〒330-9001  
さいたま市浦和区高砂3丁目12番9号  
TEL 048-829-3504

<http://www.jabank-saitama.or.jp>